

第8回中央区地域福祉計画策定委員会 次 第

日時：平成17年10月25日（火）

午後6時30分から

場所：中央コミュニティセンター

61 講習室

本日の議題

- 1 合同フォーラムの意見交換の結果について
- 2 計画案について
- 3 計画の推進体制について
- 4 その他

合同フォーラムにおける意見交換の内容

質問 1

質問者 - 長谷部委員： 「地域防犯パトロール」事業について

現在娘の小学校で、朝夕の登下校時にパトロール活動を行っているが、不審者が出るとの噂が流れると非常に心配。特に、子どもルームや友人宅に遊びに出かける時間など、放課後の時間帯に注意が必要。また、女性だけでは不安もあるため、夕方など、保護者が仕事に出ている時間などは、元気のある高齢者や、休暇をとっている等の男性がパトロールの担い手となってほしい。

回答者 - C 分科会矢部委員

よく理解できる。現在自分は朝の7～8時まで交通安全のために、横断歩道等で通行者のための旗振りを行っているが、夕方や夜になると、子どもだけで外を歩いているケースはよく目につく。多様な意見は反映させていきたい。

質問 2

質問者 - 市川委員： 「ふれあいの場所等について」

現在自分は一軒家を利用して、子育てのための「リラックス館」(2歳児以上を受け付けている)を営んでいるが、非常に高い需要を感じる。子どもを受け入れる環境が不足しているのではないだろうか。地域に、子どもが集まって遊ぶ環境があれば、子育てをする親の負担も軽くなる。地域ごとの遊び場(居場所)づくりが必要ではないか。アメリカでは、ガレージを作って若者の集いの場所を作っているという話もある。

回答者 - C 分科会矢部委員

子どもの居場所がないのはその通りである。特に放課後の数時間について、受け入れ体制が整備されていない。子どもはお年寄りでも、男性でも分け目なく受け入れることができるため、そういった人材を活用し、「子育てサロン」を増設していくことが必要。

質問 3

質問者 - 市川委員： 「相談センター」の整備について

現在、子育てをする親等の悩みを受け付ける NPO 法人の「相談センター」を4月から立ち上げているが、現在まで、約1000件の相談を受け付けている。ニートの問題など地域の様々な問題について、問題解決に取り組むセンターが必要ではないか。

回答者：A 分科会板倉委員

必要性は感じている。これについては行政の力も借りなければならないと感じている。
ニートについては、早期のうちに専門家に結びつけることが必要だと感じている。

質問 4

一般傍聴者 - 中村氏：「計画実行の検証で、第三者評価を行うのか」

4月に千葉市に引っ越してきたばかりで、地域福祉計画に関心がある。

地域福祉計画策定後、計画を実行に移ってゆくが、推進協議会の担い手はどうなるのか
私はNPO活動をしているが計画実行の検証の際に、**第三者評価**を行う予定はあるのか。
自治会等の計画策定をした人間だけでなく、専門的に検証を行っている機関などに担当させるべき。

回答者 - 事務局森川主幹

計画策定後、各区に地域福祉計画推進協議会を発足させる予定だが、そのメンバーについては、公募で、フォーラム委員以外の方にも参加していただく予定である。NPO 法人等についても積極的に参加してもらいたい。

質問 5

一般傍聴者 - 中村氏：「計画が医療について全く触れていないのはなぜか。」

計画は、**医療的なケア**がなければ、外出ができない人などを想定して策定されているのか。病院の情報や、地域の医院等の情報を網羅したパンフレットなどの作成は考えているのか。

回答者 - 事務局森川主幹

地域福祉計画はフォーラム委員から出された生活課題をもとに作成されています。
医療に関する生活課題が少なかったと思われるので、地域福祉計画では医療は主体的には取り扱わない予定です。

千葉市の行政計画としては医療については、地域保健医療計画で盛り込まれている。介護状態に陥らないような支援が必要。

質問（提言） 5

質問（提言者） - 岡田委員：「地域の相談支援センターの必要性について」

現在、千葉市ハーモニープラザ内の女性センターでは、10～3時の間、様々な相談を受け付けている。その中で医療に関する相談も受けています。

また、相談センター「助っ人」では、24時間、相談のTELが鳴り響いているという。地域の相談支援センターは必要ではないか。

質問6

質問者 - 青木委員：「専門家の支援の必要性について」

相談を受け付ける人材ということでは、施設職員など、その分野の専門家などが、適任であると考えられるが、中央区独特の問題として、施設の数が少ないという問題があるのではないだろうか。

回答者 - 鳥内委員

施設がないわけではない。精神障害者の施設は千葉市全体で10施設存在するが、そのうちの5施設は、中央区にある。比較的多いのではないだろうか。また、確かに法人立の施設は少ないかもしれないが、市単事業を行っている施設は数多くある。通常、精神障害者の施設は、看板などを掲げておらず、また、その家族なども、公には出ず、ひっそりとしているのが現状である。しかし、今後はオープンにしてゆき、精神障害者も地域の人々と積極的に交流を行うことができるようにしたい。

質問6

質問者 - 島村委員：「ドッキングプレイスについて」

基本方針1～7に共通するのは場所の問題である。多目的なスペースがあってこそそのドッキングプレイスではないだろうか。優先順位がStep2になっているが、これはStep1にしたほうが順次的に正しいのではないだろうか。

回答者 - 鶴田委員

ドッキングプレイスについては、現在、個別に存在しているものを、将来的に一体的なものにしていきたいということでStep2に分類されている。現状は一つ一つを確実に整備していきたいということ。

質問7

一般傍聴者 - 中村氏：「公園の活用策について」

一般に遊び場といえば、ハコモノのイメージが強いが、公園は、障害者に使いづらい構造となっている。例えば水道栓は両手で手を洗えない構造になっている。公園でみんなが遊ぶ取り組みがあってもいいのではないだろうか。

質問（提言） 7

質問（提言者） - 長谷部委員：同一地域の公園でも、みんなで使っているところは地域で掃除もするし設備が壊れたら役所に修理を依頼します。使わないところは、草ぼうぼうになり、ますます人も来なくなっています。

回答者 - 鶴田委員

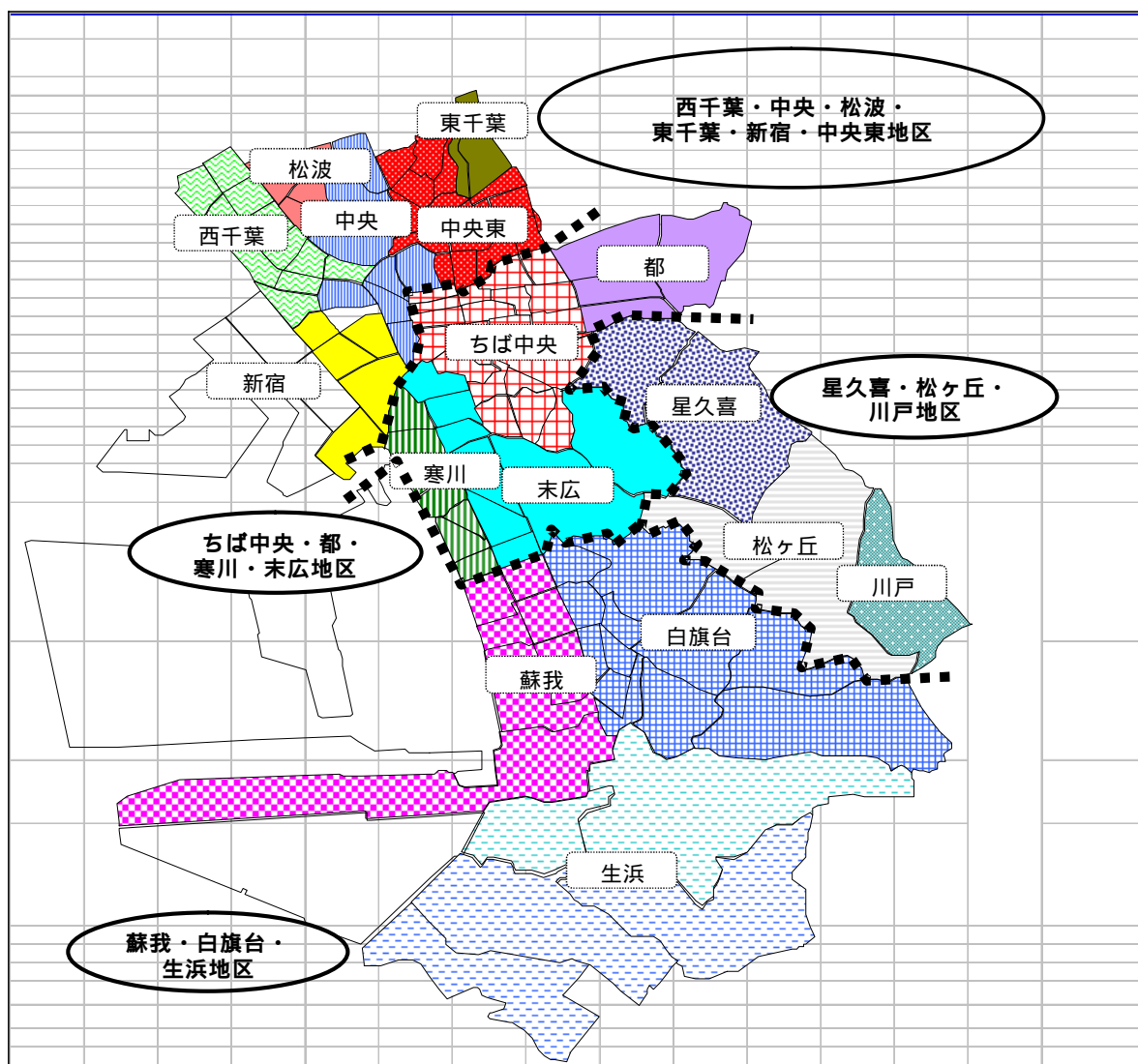
子育てサロンなどでも、最初は集った母親が片付けもせず帰ってしまったり主催者と集う人との間に溝があったりしますが、次第に協力関係ができて理解しあい良くなっていきます。

地域の住民がしっかりと公園を管理しているところは、きれいで使いやすくなっている。みんなでよくしていこうとしていく意識が大切ではないだろうか。

中央区

地域福祉計画 (案)

みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区



平成17年11月10日

中央区長

中央区地域福祉計画策定委員会
委員長

目 次

総 論

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 区民参加による計画づくり（策定体制）・・・・・・・・ 3
- 4 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 中央区の現状と課題

- 1 中央区の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 地域における身近な生活課題・・・・・・・・ 12

各 論

第3章 基本目標と基本方針

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 7つの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第4章 地域福祉の展開

- 1 基本方針ごとの取組の内容・・・・・・・・ 37

第5章 計画の推進に向けて

- 1 （仮称）中央区地域福祉計画推進協議会の設置・・・・・・・・ 80
- 2 具体的な計画推進体制の構築・・・・・・・・ 80

資 料

- 1 計画策定の経過
- 2 委員名簿
- 3 地域活動団体の状況
- 4 福祉関連施設等の状況
- 5 中央区地域福祉計画策定のためのアンケート





総 論

第1章 計画の概要

第2章 中央区の現状と課題

第1章 計画の概要では、この計画を策定する背景と目的、計画の期間、計画の策定体制を記述しています。

第2章 中央区の現状と課題では、まず中央区にある施設などをあらためて紹介するとともに、統計データによって人口動態を紹介します。

また、地域における身近な生活課題とキーワードを記述しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

少子高齢化や核家族化の進展と社会情勢によって、身近な生活課題に対する近隣同士での助け合いや地域のつながりが希薄になってしまっています。

また一方で、地域で暮らしてゆく中で、様々な生活上の課題が増えてきました。

たとえば、高齢化と核家族化により高齢者世帯の介護の問題や母親の育児不安、障害者の地域交流や雇用の促進、また、地域の身近な場所での犯罪の多発や高齢者をねらった振り込め詐欺・リフォーム詐欺の問題、ニートやホームレスの増加などがあります。

行政では、保健・医療・福祉、その他のサービスの提供を進めていますが、市民ニーズを十分に把握し、スピーディに対応するには行政だけでは十分たえられない状況にあります。

そこで、身近な地域の課題や問題について、できることは地域で解決していく、地域の支え合い・助け合いの力 = 『^{ちいきりょく}地域力』を高めていくことが大切になっています。

『^{ちいきりょく}地域力』を高めていくためには、地域住民をはじめとして、町内自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会地区部会（以下、社協地区部会とする。）NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業など、様々な人と団体・組織が地域で連携を深めていく必要があります。

中央区においても、誰もが住みなれた地域で、安心して充実した生活を送れるように、地域で福祉活動を行っている団体と連携して、区民一人ひとりが、地域の構成員として役割をもち、今まで以上に協力し、支え合い助け合う仕組みをつくることを目指し、「中央区地域福祉計画」を策定しました。

2 計画の特徴

(1) 計画書づくりには、多くの住民の皆さんが参加しました。

地域の生活課題や問題点の抽出から、その解決に向けた取り組みにいたるまで、すべて住民の皆さんの話し合いで、決めていきました。

(2) 主役は、住民の皆さんです。

住民の手による、住民のための計画です。

(3) 従来行政計画とは異なります。

この計画書の内容は、地域の住民の皆さんにすべてやって下さい、と押し付けるものではありませんが、計画書の内容を見て、重要度の高いもの、取り組みやすいものから、地域の実情に応じて、順番に、住民の皆さんが、話し合っ、役割を決めて取り組んで下さることが期待されています。

(4) 地域の力を結集することが必要です。

地域ではたくさんの人、組織、団体が地域福祉活動をしています。

それでもなお、解決できず、生活課題として出されてきたものがまだかなり多く存在しています。

地域の力を結集し、それぞれが役割をもち、課題解決に取り組まなければなりません。地域力を高めていくことが成功の鍵です。

(5) 計画づくりが、地域の人たちの顔を知るきっかけづくりになりました。

この計画づくりを機会に、地域を構成している人たちがお互いの顔を知る機会となりました。

計画書を飛行機にたとえれば、エンジンは私たち地域の一人ひとりの力です。

さあ、離陸のときです。

3 区民参加による計画づくり

(1) 地区フォーラムの設置

身近な地域の課題を地域の住民自身で考え、その課題に対する解決策などを検討するため、中央区を4つの地区に分け、それぞれ地区フォーラムを立ちあげました。(平成16年4月第1回開催)

地区フォーラムには、地域住民(住民には、福祉サービスを受けている当事者や家族も含まれます)、町内自治会、民生・児童委員、社協・地区部会など地域の福祉活動を行っている団体・組織、社会福祉事業者など、中央区全体で総勢78名の区民の皆さんに参加していただきました。

平成16年4月から約1年にわたり、毎月平均1回集まり、活発な議論を重ねて、生活課題の抽出から解決策を導き出すまでの作業をしてきました。

(2) 中央区策定委員会の設置

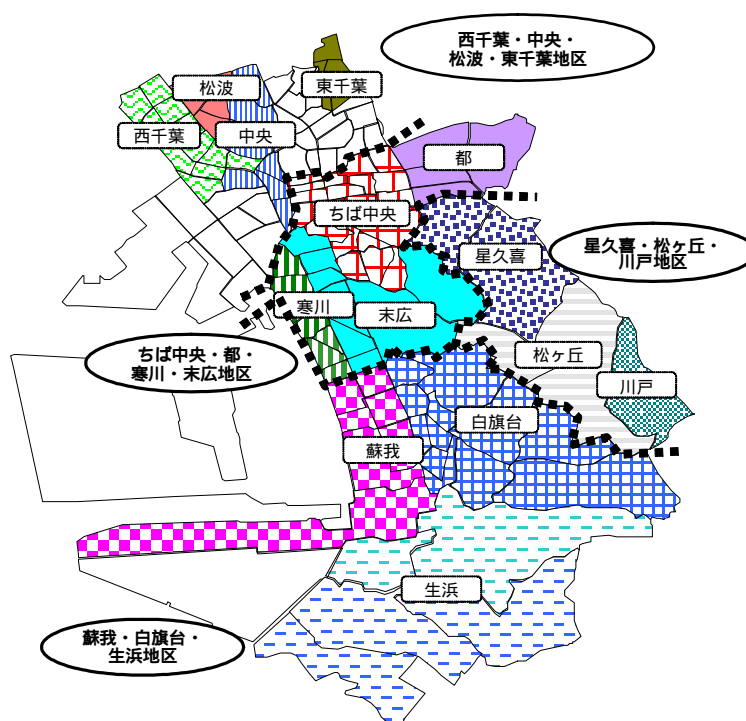
地区フォーラムから代表者を選出して、計画策定までの作業方針を定めるとともに、区計画の策定を行いました。(平成16年7月第1回開催)

(3) 分科会の設置

地区フォーラムを横断的に組織する分科会を立ち上げ、地区フォーラムで検討した解決策をもとに、基本方針ごとの計画案づくりを行いました。

(平成17年1月第1回開催)

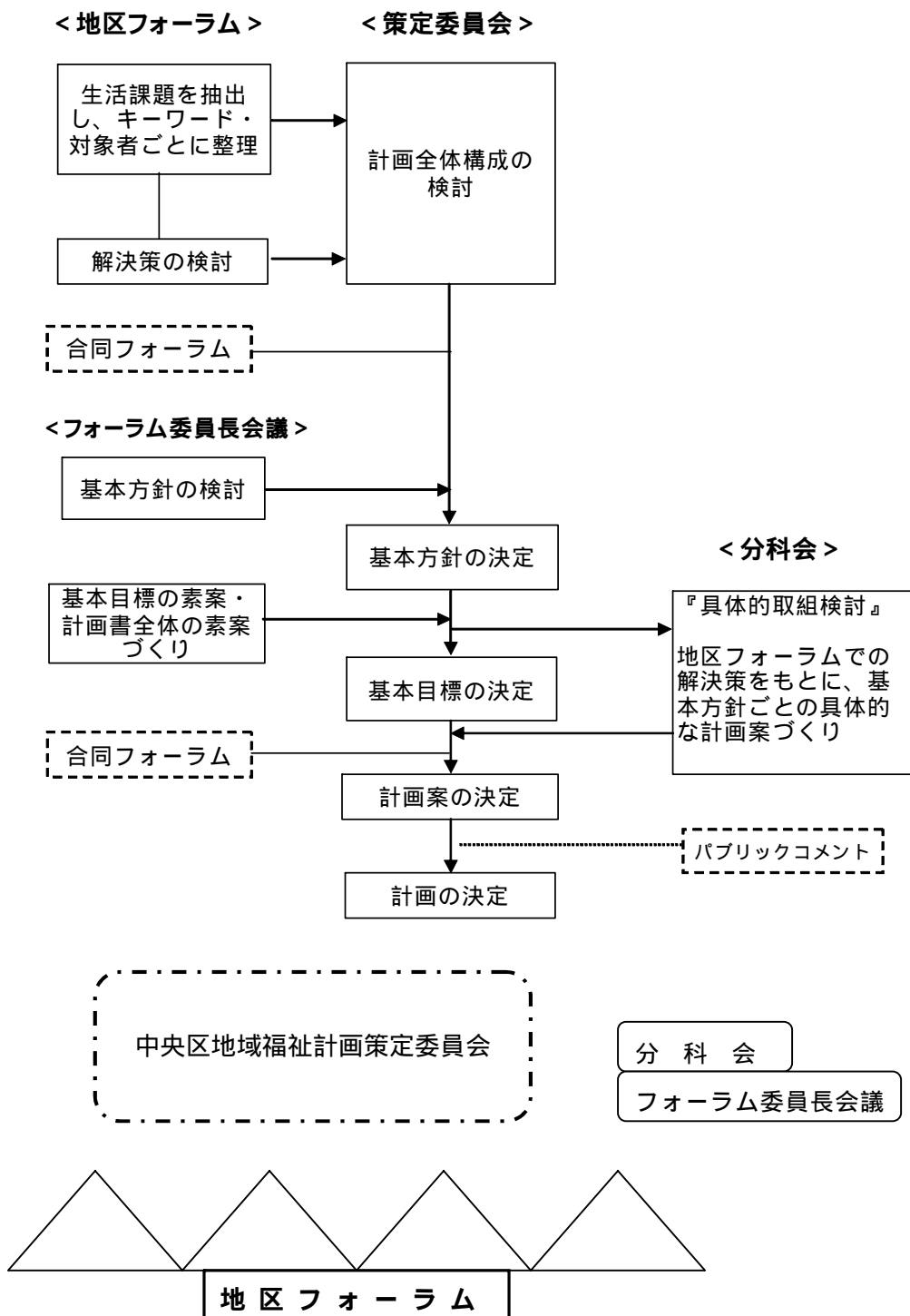
<< 地区フォーラム区割り図 >>



計画策定までの進め方

中央区の地域福祉計画策定までの進め方については、まず地区フォーラムで生活課題を抽出して、キーワード・対象者ごとに解決策の検討を行いました。

地区フォーラム委員長会議では基本方針、基本目標、計画書の全体の素案づくりを行ない、また、基本方針ごとの具体的な計画案づくりは分科会で行いました。



4 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

平成12年6月の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を図ることを目的として、市町村による地域福祉計画の策定が新たに定められました。

(社会福祉法第107条抄 資料編参照)

中央区地域福祉計画は、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」として位置づけられます。

(2) 全市的な計画(千葉市地域福祉計画)との関係

区計画は、身近な地域での様々な生活課題に対して、自分のことは自分で行うこと(自助)、地域住民同士が支え合うこと(共助)を中心とした住民による参加・活動の計画です。

策定当初から多くの住民の皆さんの参加を得て、自ら課題を設定し検討を行ったものであり、身近な生活課題の解決策が盛り込まれています。

一方、市計画は、地域福祉に関する基本的理念や意義を明らかにするとともに、各区の計画に盛り込まれた自助・共助を中心とした取り組みを支援する公的施策や地域福祉を推進するための基盤づくりとして全市的に実施すべき行政施策(施設整備、サービス、人材育成、情報等)(公助)を中心として盛り込まれています。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間です。

今後、必要に応じて見直しを行います。

第2章 中央区の現状と課題

1 中央区の現状

中央区は、千葉市の南西部寄りに位置し、明治のはじめ、県庁がこの地のおかれたときより、県の政治、経済、文化の中心地区として栄えてきました。

先の大戦では、旧千葉駅（現在の市民会館）周辺から西千葉、稲毛方面にかけて日本陸軍の軍事施設があったことから大規模な空襲を受け、中心市街地の約7割を焼失する被害を被りましたが、地域住民のたゆみない努力により、急速な都市の復興を遂げ、現在、千葉都心地区を中心に、県庁、市役所などの公的機関のほか、業務・商業・サービス機能など多くの都市機能が集積しています。

蘇我駅周辺では、京葉線の蘇我駅 東京駅間が開通して首都圏を結ぶ交通の結節点となった利点をいかし、これまで本市の経済を底支えてきた川崎製鉄(現在JFEスチール)千葉工場の再整備計画とタイアップして、商業・業務・住居など多様な都市機能の整備が進められています。



千葉ポートタワー

また、中央区は住民が暮らし、学び、生み、育てるための生活環境が充実しています。

千葉市美術館、千葉市中央図書館・生涯学習

センターをはじめ、県立美術館、博物館などの教育文化施設、千葉港のシンボルであるポートタワー、人口海浜を備えたポートパーク、千葉公園、青葉の森公園や都市緑化植物園、新宿公園プロムナードなど、個性豊かなスポーツ施設、公園施設が整備され、休日には、家族や友人が連れだって利用しています。

さらに、千葉市ハーモニープラザ、消費生活センター、市立青葉病院など、住民が安心してゆとりのある生活をするための施設も身近に整備されています。

中央区は、県都の中心都市として、教育・文化・スポーツ施設が充実した、うるおいと活気に満ちた文化の香り高いまちです。

統計データ等から見た中央区の現状

(1) 人口・世帯数

中央区の人口は、平成17年9月30日現在で183,198人であり、5年前と比較すると約13,000人増加しています。

年齢三区分別人口の割合で5年前と比較すると、年少人口(14歳以下)は11%増加し、高齢者人口(65歳以上)は22%増加しています。

世帯数は、83,391世帯であり、5年前と比較すると約7,400世帯の増加となっています。

(平成12年)

(単位：人口は人・世帯数は世帯)

市・区	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)		世帯数
			人口比率		人口比率	
千葉市	885,110	125,016	14.1%	109,237	12.3%	354,912
中央区	170,235	20,921	12.3%	26,735	15.7%	75,973
花見川区	179,080	24,509	13.7%	21,530	12.0%	70,689
稲毛区	146,928	19,824	13.5%	18,648	12.7%	59,836
若葉区	151,221	18,684	12.4%	20,886	13.8%	59,519
緑区	101,765	21,652	21.3%	10,444	10.3%	35,929
美浜区	135,881	19,426	14.3%	10,994	8.1%	52,966

(平成17年)

(単位：人口は人・世帯数は世帯)

市・区	総人口	年少人口 (14歳以下)		高齢者人口 (65歳以上)		世帯数
			人口比率		人口比率	
千葉市	921,653	129,098	14.0%	147,363	16.0%	383,243
中央区	183,198	23,235	12.7%	32,619	17.8%	83,391
花見川区	180,933	24,758	13.7%	29,364	16.2%	74,618
稲毛区	149,021	19,361	13.0%	24,163	16.2%	62,665
若葉区	149,777	19,956	13.3%	28,274	18.9%	62,129
緑区	112,793	20,263	18.0%	14,566	12.9%	41,022
美浜区	145,931	21,525	14.8%	18,377	12.6%	59,418

各年とも9月30日現在の登録人口

(2) 高齢世帯数

高齢世帯が一般世帯総数に占める割合を6区別にみると、高齢世帯が最も多い中央区が26.6%と市平均を上回り、一方美浜区の16.4%が一番低くなっています。

65歳以上親族のいる一般世帯数(平成12年国勢調査)

区 分	一般世帯数	65歳以上家族のいる一般世帯			一般世帯総数に占める割合(%)		
		うち高齢単身世帯	うち高齢夫婦世帯	高齢世帯	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯	
中央区	74,372	19,798	5,297	5,032	26.6	7.1	6.8
花見川区	70,331	16,029	3,418	4,511	22.8	4.9	6.4
稲毛区	59,773	13,412	2,926	3,978	22.4	4.9	6.7
若葉区	54,791	14,250	2,594	4,100	26	4.7	7.5
緑区	34,259	7,202	1,066	1,825	21	3.1	5.3
美浜区	51,962	8,539	2,085	2,624	16.4	4	5
千葉市	345,488	79,230	17,386	22,070	22.9	5	6.4

高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯(他の世帯員がないもの)をいう。
 高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組の一般世帯をいう。
 国勢調査(平成12年10月1日現在)

(3) 要介護認定者数

中央区の介護保険制度における要支援、要介護者数は4,951人です。

市全体では、平成13年から約2倍に増加しています。(単位:人)

市・区	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
千葉市 (平成13年)	973	2,842	2,027	1,516	1,685	1,618	10,661
千葉市 (平成17年)	3,688	6,426	2,829	2,440	2,507	2,188	20,078
中央区	968	1,563	713	584	594	529	4,951
花見川区	911	1,152	472	447	473	405	3,860
稲毛区	469	929	454	345	403	387	2,987
若葉区	548	1,292	600	544	548	482	4,014
緑区	406	777	277	288	289	210	2,247
美浜区	386	713	313	232	200	175	2,019

死亡、転出者を除き、転入者を含んだ実数

各年とも3月31日現在

(4) 障害者手帳交付数

身体障害者手帳は、身体機能、内部機能障害等のある人に交付されています。中央区の身体障害者の手帳交付数は、平成13年から約850人増加しています。

(単位：人)

市・区	平成13年			平成17年		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市	857	18,504	19,361	972	22,248	23,220
中央区	112	3,994	4,106	142	4,669	4,811
花見川区	146	3,823	3,969	138	4,455	4,593
稲毛区	150	2,975	3,125	172	3,675	3,847
若葉区	148	3,503	3,651	168	4,199	4,367
緑区	213	1,888	2,101	242	2,259	2,501
美浜区	88	2,321	2,409	110	2,991	3,101

各年とも3月31日現在

療育手帳交付数

療育手帳は、知的障害者(児)に交付されています。

(単位：人)

市・区	平成13年			平成17年		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
千葉市	853	2,078	2,931	1,106	2,509	3,615
中央区	134	469	603	190	524	714
花見川区	173	365	538	213	449	662
稲毛区	143	360	503	159	442	601
若葉区	147	410	557	195	496	691
緑区	115	215	330	166	278	444
美浜区	141	259	400	183	320	503

各年とも3月31日現在

精神障害者保健福祉手帳交付数

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されています。精神障害者の手帳交付数は、市全体で平成13年から約2倍となっています。

(単位：人)

	年齢	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
	年					
千葉市	平成13年	9	423	397	58	887
	平成17年	10	707	898	146	1,761

各年とも3月31日現在

2 地域における身近な生活課題

各地区フォーラムにおいて、委員の皆さんが日頃感じている生活全般に関わる問題を身近な生活課題として出しました。

出された生活課題を、解決策を検討するために、キーワード、対象者ごとに整理しました。

<キーワード>

居場所、交流、近隣関係の希薄化

社会参加、活動の場、就労

人材

身近な生活支援

相談、情報、ネットワーク

心のバリアフリー、福祉教育

安全、バリアフリー

居場所、交流、近隣関係の希薄化(1)

(高齢者)

高齢者が日常的に茶飲み話ができる場所がほしい

高齢者が気軽に集まれる場所がない。公民館は申し込みしないと利用できない

高齢者が気軽に立ち寄り、仲間づくりができる場所がない。

独居老人は近所との付き合いが少なく、精神的ケアが必要

独居老人は近所との付き合いが少なく、老人会加入を勧めても入らないし何かの時どうするか心配

引きこもりがちな老人が多く様子を見に行くと結構おしゃべりができるが会合に誘うと出たがらない

高齢者が地域の行事に参加することが少なくなり、人と接することがなくなり、地域での交流が希薄になってしまう

高齢者が他の地域からマンションに越してきて、近所に話す人がいないと、ストレスがたまる

外出が億劫で家に引きこもる老人がいる

集合住宅に居住している高齢者の実態が把握しづらいため近所であっても面識がない

課題の整理

相互に交流を深めたり、心身の健康増進を図ることや相談等を目的として、公民館、保健所などの施設利用状況は非常に高く、公共施設だけでは対応しきれない状況となっている。また、児童と高齢者と障害者とのふれあう交流の場も必要との声があり、安全で利用しやすい形態はもちろんのこと、魅力ある交流の機会が必要であり、公共施設の有効活用を含め、地域ぐるみの協力体制が求められている。

<高齢者が求める交流の場所、機会>

比較的元気な高齢者は、日常的に、身近な場所で茶飲み話ができる場を求めている。

また、外出が億劫となることや人の好き嫌いが激しくなり他人の噂を気にしたりするなど、様々な理由で家に引きこもりがちな高齢者は実態として多く、話相手がなくストレスがたまったり、寂しい思いをしている人が大半で、また生活に不便・不安を感じて支援を求めている人が多いと考えられる。

老人会や会合にも、はじめのきっかけがつかめなかったり、遠慮や後から入るのことは敷居が高すぎると感じて参加できない人も居るようだ。

身近で仲間作りをすることが最も好ましいが、老人会等も十分機能していない場合が多く、まず第一に身近で気軽に集える場所が不足していると言える。

公民館等の公共施設・老人集いの家・民間福祉施設等が考えられるが、ごく一部に限られる。

身近で参加しやすいものとして、自治会集会所でのいきいきサロンが期待されるが、回数も少なくまだ程遠いものと言わざるを得ない。

どこでどんな集いがあるか、またどんな支援が受けられるかと言った情報が高齢者に伝わっていない場合が多く、この情報伝達方法の改善は、高齢者の生きがい・役割の分担・集いの魅力向上と言ったこととともに、課題のひとつである。

福祉の現状

□ ・いきいきプラザや老人つどいの家など、施設の場所や事業の存在を知らせる役割の仕組み(人、情報体制)がない。

□ ・常日頃からの近所付き合いができていないことや、はじめのきっかけがないまま、参加できない人がでてしまう。

□ ・参加する人の近隣に、適切な求める施設がない。

□ ・なかなかよい試みも認められるようになったが、回数が少なかったりニーズに応えるところまでにとってもっていない

(子ども、育児中の親)

こども(障害児を含む)の安全な遊び場、特に屋内施設が地域に不足している

子ども達の安全な遊び場が少なく外で遊ぶ姿が見えない

子ども同士で安全に気軽に遊べる施設や場所が近くにほしい

児童の放課後の居場所として身近で親としても安心できるような場所が不足。

子どもが道路上で遊んでいる。遊び場が不足している

学童ルームの活動スペースが狭いため、室内で遊ぶことが多い

子どもルームは6時までなので、保護者が帰宅するまでの時間帯が心配。8時ぐらいまで預かってほしい

子どもルームのない小学校がある。仕事を持つ母親が多いため学童保育のある学校へ流出する子どもも多い。夕方遅くまで子どもだけで家にいる子ども多い

片親だったり共働きであったり、寂しい思いをしている子どもの居場所がほしい

短時間の託児の場(一時保育)が近くにない

公民館、児童館がない地区がある

児童の遊び場は十分な広さはあるが遊具の種類が少なく子どもが帰ることがある。トイレが全然なく困っている

児童が集まる行事が年1回しかないので地域への愛着がわからない

子ども会の人数が少ないため、みこしの担ぎ手がなかったり、異年齢の子ども達の交流ができない

公園や外で遊ぶ場所があるのに学校から帰った児童がゲーム等で家に閉じこもる

塾通いや宿題に追われて休日も元気に友達と外で遊ぶ子供が少ない

子どもの一時預かりや迎えなどの子育て支援策は不足しているが、古き良き地域の共同体といった困ったときに近所で気軽に助け合えるような関係がなくなってしまったことが大きな問題

子どもいじめや家庭内暴力の横行を防ぐために父母を含めた育児教育の場として育児サークルが必要

育児に孤立感や不安を抱く母親にとって、同じ悩みを抱える親が母子で集まれる場がほしい

虐待や不登校現象の原因の一つが親としての資質に欠ける点にある。

課題の整理

<子どもが集まる場所、機会>

毎日のように犯罪のニュースを目にし、地域においては子どもの安全を何とかして守りたいと、学校、警察などと協力体制を築いているところである。

このような状況下で、仕事と子育てを両立する家庭にとっては、保育所の延長保育、一時預かり、子どもルーム、ファミリーサポートセンターなどを最大限に活用しているものの、どうしても時間的な制約や経済的な面で、やむを得ず、子どもだけで家に留守番をさせたり、安心できる遊び場所を近隣に求めても、適当なものが見当たらない。

地域の中には、子どもを預かれる人がいるのかもわからない。

また、交流や場の設定については、子どもたちにとって、魅力があり、地域への愛着がわくようなイベントが欠けているところがあり、異年齢の子どもたちの交流を深める点においても、地域ぐるみの積極的な取り組みが必要と思われる。

福祉の現状

□ ・常日頃からの近所付き合いができていないことで、信頼関係が築かれていないため、子どもを預けられない。

□ ・子どもを預かれる人の情報網がない。

□ ・預かる人や場所が不足

□ ・地域ぐるみで交流をテーマにした検討組織がない。

<育児中の親が求める交流の場所、機会>

核家族化や近隣関係の希薄化、離婚件数の増加あるいは景気の低迷などにより、仕事と子育てを両立する家庭を取り巻く環境は厳しく、一方、幼児教育に悩む親は多いにもかかわらず、同じ悩みを持つ親同士の集まりの場が不足している。

□ ・相談にのれる人が身近にいない。

□ ・日頃からの近所付き合いができていない。

□ ・悩みを持つ人や場の存在についての情報網がない。

□ ・悩みを持つ人の集まりの場が不足。

(障害者(児))

知的障害児の放課後・休日に遊べる場が少ない

障害児を預かってくれる保育園や幼稚園が少ない

障害者に対する偏見や誤解を解くために障害者との交流が必要

障害者が参加できる地域でのイベントが少ない

養護学校へ通う障害児と地域の友達との日常的に出会える機会が必要

障害者の施設を高齢者・児童・ボランティアなど積極的に利用してほしい

聴覚障害者が公民館など地域の講演会に参加しようとしても手話通訳がつかないので参加できない

せっかく障害者の人が参加できる公共施設での催しであっても、会場の構造・主催者のサービスに問題があり参加できない場合がある

障害者のワークホームを広く高齢者や児童にも開放してほしい

(対象者全般の居場所、交流)

町内会に入っても得がない、回覧の内容は味がない、回覧するのが面倒、町内には世話にならない、困っていないことを理由に隣近所とのつきあいを拒否し、町内会を脱退する人がいる

回覧板が遅れてきたり、来なかったり、信頼性がなく、内容的にもつまらない

公共施設は家庭調理実習用に作られていて大量炊事のためではないので、ふれあい食事サービスのための大規模な施設がほしい

児童と老人と障害者とのふれあいの場や思いやりの心を育てる場が少ない

老人と子どもの交流の場として小学校の空き教室を開放してほしい

行ってみたい、やってみたい魅力的な地域交流の機会がない

地域住民全体のコミュニティが不足している

課題の整理

< 障害者（児）が求める交流の場所、機会 >

- 知的障害児の放課後や休日に遊べる場所が少ない。 □ ・障害児の遊び場所が不足している。
- 障害者のための身近な施設についても、地域の理解が得られない場合がある。 □ ・地域の人との協力体制が構築されていない。
- 障害児を預かってくれる保育園や幼稚園が少ない。
- 障害者が参加できるイベントが少ないばかりか、イベント会場に、施設上のバリアフリーや手話通訳などが整っていないため、参加に支障がある。 □ ・常日頃からの近所付き合いができていないことで、信頼関係が築かれていない。

□ ・障害児を預ける施設が不足している。

□ ・イベント情報網がない。

□ ・イベント主催者側に、障害者対応の意識付けがされていない。

< 対象者全般が求める交流の場所、機会 >

- 子どもも、障害のある方も、高齢者も誰もが、地域の一員として豊かに生活することが重要であるが、児童と高齢者と障害者が日常的に出会えるような、ふれあいの場が身近なところに少ない。 □ ・常日頃からの近所付き合いができていないことで、それぞれの理解が不十分。
- 地域の中での交流の場については、参加したくなるような魅力的な交流の機会が少ないことが問題であり、住民、町内自治会、民生・児童委員、学校、各種福祉団体など、関係する機関の一体的な協力体制の取り組みが求められている。 □ ・地域において、一体的な協力体制づくりの機運と行動が必要。
- 障害者への偏見や誤解をいかになくしていくのか、このためには、地域における障害者との十分な交流の場が必要である。 □ ・障害者への偏見や誤解も残っており、当事者や家族からの話を聞く機会がほとんどない。

社会参加 活動の場 就労

(高齢者)

高齢者の地域参加、社会参加が少なく、閉じこもりがちな高齢者が多い

高齢者といえど元気なうちは働いて社会と関わりを持っていたいと誰しもが願っている

独居高齢者が閉じこもりがちで友達づくりに苦慮している

年金暮らしの高齢者にとって内職としての適当な仕事が見つからない

高齢者の日ごろからの健康管理を指導する、相談のできる人が必要

(子育て中の親)

公民館主催の講座を受講したくても託児施設がない

ネグレクト(育児放棄)・虐待にみられるように子どもを育てる能力に問題がある親がいる。不適切な養育環境にいる親や子にどう関わったらよいのか。子育てを教えてくれる人が周囲にいない。

(障害児(者))

養護学校高等部を卒業した生徒が安心して活動できる通所授産や通所更正が足りない

障害者の就労の場が特に近場にほしい

障害者の活動の場として公民館やコミュニティセンターを障害者向けに解放できないか

精神障害者の社会復帰施設が質・量ともに少なく、行き場が乏しい

障害者が安定して働ける場所が少なく障害年金や作業所での僅かな手当てで生活せざるを得ない

障害者をいずれ社会復帰させるにも、障害児に対して検査や相談など継続的にきちんと療育を受けさせたい

軽度障害者・軽度知的障害者の就労及び生活支援がまだ充実していない

障害者の行き場所として作業所は定員でいっぱいであったり、入所してもみんなと馴染めず困っている人がいる

定年を迎えたばかりの人や比較的元気な高齢者の多くは、常に生きがいを求め、いつまでも社会と関わり続けていたいという思いがあり、これまで蓄積した知識や能力を活用し、少しでも社会に貢献したいものと考えている。

また、子育て中の親や障害者(児)は、社会参加や各種活動が十分できず、コーディネーター役となる人材が確保できていないことに関係しているようだ。

<高齢者の社会参加>

高齢者は、これまで培った知恵や労力を活用した、ボランティア活動などの社会参加、興味や関心の深いグループ活動あるいは内職程度の仕事を探そうとしても、うまく見つけられない。

結果として人材が活用されない。これが問題である。

また、高齢者がいつまでも、健康でいられ、寝たきりなどの要介護状態に陥ったり、状態を悪化させないよう、日ごろからの健康管理が必要であり、指導したり、いつでも相談できるような人材が、常に身近なところにほしい。

<子育て中の親の社会参加>

教養を深めたり、様々な社会活動を実行する上で、どうしても託児施設がないと、参加することができない。

ファミリーサポートセンターは、当日に頼むことができないので、その場ですぐに申し込める託児利用の仕方はないか。

子育てを教えてくれる人が周囲にいないものか。

<障害児(者)>

障害児(者)にとって、地域社会との関わりを持ちながら、いきいきと自立した生活を送れるよう、身近なところに、質・量ともに充実した就労の場がほしいということが切実な問題である。

また、障害者の活動の場として、公民館やコミュニティセンターを利用したくても、常連のサークル活動等ですでに、予約でいっぱいであり、思うような活動ができない。

人材

高齢者の知恵や労力を活用し、奉仕活動や制作活動に役立てたい

外出を躊躇している高齢者を外に出してウォーキングの指導などをしてほしい

個々のボランティア活動者の自己啓発・知識・情報収集など充実した育成体制が必要

児童の登下校時に道を渡る基本を指導したい

託児ボランティアがより安心して利用できるように教育・訓練する場を増やしてほしい

ボランティア活動に関わりたいたいという希望を持つ人は多いので、その募集・育成を十分にすべき

障害者のためのボランティアをもっと育成してほしい

高齢者のグループホームについて、基本となる福祉の理念が徹底されていない

他薦ホームヘルパーの資格・能力・年齢・性別・人間性に差があるため思うようなサービスが受けられないことがある

個人情報の扱い方が複数の人に流れていたり、感情が派遣状況に反映していることがあり事業所のコーディネーターの質を向上させたい。

介護ヘルパーが手話ができないとか障害者に対する理解が十分でないため困ることがある

複数のヘルパーさんからサービスを受けている場合に利用状況表は1枚のため、全ての人に見られてしまうことで、利用しづらくなることもある。もっと気を遣ってほしい。

性差医療の場が不足している。女性が女性医師による安心できる医療の場を求めてもその受け皿がまだ限られている

特殊学級に通っていながらもその障害を理解されずに二次障害を負った自閉症児は少なくない。保護者はもっと障害に応じた支援と教育を望むものであり特別支援教育への移行も含め障害児教育を充実してもらいたい

課題の整理

福祉の現状

<人材をどのようにして育成するか>

ボランティアに参加したいと希望する人は、結構多くいるものと思われる。

その方への必要なかつ正しい知識や最新の情報を提供しないと、質の高い、適切なサービスをすることができない。サービス利用者からの不平や不満を解消したい。

また、専門的な知識や技能が必要とされるホームヘルパーなどについては、特に教育と育成の観点から質の向上を図らないと、利用者からの不満はなくならないと思われる。

□ ・ボランティア参加希望者へ知識、最新情報を提供する仕組みがない。

□ ・ボランティアの需要と供給を結びつける仕組みが不足

□ ・提供者がどの程度の技量や能力があるのか明確に示す仕組みがない。

身近な生活支援

(高齢者)

独居老人が買い物や病院通いなどの日常生活で困っている

足腰の弱っている独居老人のゴミ出しが大変

高齢者が買い物に行くのに坂道が多く、遠いので苦労している

一人暮らしには、市指定のゴミ袋が大きすぎる

向こう三軒両隣の関係が希薄なため独居老人が寂しい思いをしている

独居老人がアルコール依存症で大声を出したり火の不始末をおこしたり近所迷惑

高齢者が安心して生活できるケア施設が近隣に不足している

家の中で孤独な状態の老人が増えている

独居老人が生活上の不安が高まっているので老人の集まりや常時世話体制の仕組みが必要

高齢者が単身で親戚・知人もなく老後が心配

引きこもりの人達の発見・相談・自立支援の必要あり

高齢者の移送・移動手段として乗り合いバスのような地域独自の低価格な仕組みが作れないか

病院への送迎運転ができない家族にとって、特に雨の日は困難

病身の高齢者がヘルパーがいない時間日常生活が不便

老人への日常生活の援助活動として、民生委員はどのような行動をしたらよいか

普段、高齢者と接することが少ないので、日常生活の手助けをどうしたらよいかかわからない

介護制度をどう利用したらいいかわからない老人が多いため、支援必要

介護予防の推進を広げたい。家の中に閉じこもることが原因で介護へ陥ることが多いので、その前に地域で何か支え合いができないか

介護保険対象直前の高齢者では生活上困っている人の比率が高いが、この層に対する制度としての支援がほとんどない。身近な人々による支援も進まない状況である。

独居老人が不慮の事故やケガ、病気になった時の連絡方法、相談先や生活支援をしてくれる人がいない

入浴介護などの在宅介護をする上で、家の中の段差解消をしなければならず経済的不安がある

土地はあるが現金がない高齢者や障害者にどんなアドバイスしたらよいか

公園等を転々として昼間から酒を飲んでる高齢者がいるので、何らかの支援策はないか

事業に失敗してホームレスになった人の生活を守るためにはどうしたらよいか

課題の整理

近年の地域社会におけるつながりの希薄化に伴い、「近所づきあい」が減少するなど、地域における相互扶助の考え方が変化する中で、高齢者や障害者などが様々な生活課題を抱え、地域や、近隣に支援を求める声が多いものと考えられる。

<高齢者が抱える課題>

高齢に伴い足腰も弱り、病気がちな方は日常生活上の不便や不都合を多く抱えている。

特に、独居老人や家の中に閉じこもりがちな老人は、一般の人からは発見しづらく、近隣からの支援が難しくなっている。

また、閉じこもりがちな老人は、寝たきりなどの要介護状態に陥ったり、状態がさらに悪化することがないよう、介護予防策が必要と感じられる。

住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし、施設等へ移転を余儀なくされることのないよう、身近な助け合いが求められている。

(例)

買い物、ケア施設や病院通い、不慮の事故時の避難、ヘルパーがいない時間帯、介護制度の理解

福祉の現状

・ 常日頃からの近所付き合いができていないことで、急に、声はかけられない。

・ 保健センターでの地域参加型機能訓練や自治会館でのふれあい・いきいきサロンなど、地域で様々な取組がされているものの、閉じこもりがちな老人をスムーズに引っ張り出せるような地域での仕組みや連携が不足していることに要因があるように感じる。

(育児中の親と子)

保育所が不足していることから保育所にすぐに入れないため生活が安定しない

親が夜遅くまで働き、子どもだけの時間が長くなり、児童の規則正しい生活が確保されていない

核家族・マンション住まいが増え、育児の伝承がされていないため、子どもに対して間違った見方や対応をしていても気がつかない

延長保育時間が短く、働く女性にとって不便である

雨の日のファミリーサポートの送迎で車が使えない時の手段が困る

夜型の子どもが増えており、立っていられない、すぐ座りたがるような体力がない子が多い

結婚しない人や子どもを作らない人やできない人が増加するなど少子化対策がなかなか進まない

保育所で延長保育を推進するなど子どもを預ける施策が進むこの世の中で、子どもにとってこれが本当に有効なのか

不登校になった児童の引きこもりが長期化し、そのまま成人になってしまう

介護や子育てが当然女性の役割とされることが多く、自責感を感じることで外部にサポートを求めづらくなる

小児が急な病気になったとき預かってくれる所がない

生活保護ではない要保護者に対する行政の保護が十分でないので何らかの策はないか

子どもはちょっとしたことで怪我や病気になり仕事にも支障がでて医療費増と所得減にさらされて家計への影響が大きい

子育てをする親の中でも特に専業主婦は一日中子どもに関わっていることから抱える悩みは大きい

(障害児(者))

軽度の障害を持つ人が買い物したり散歩したいと思っても介添えがないと出来ない

マンションに段差があって、車イス生活者が外出しづらい

グループホームや生活ホームの数が限られているので、障害者が自立した生活を送れるよう支援必要

知的障害者の親なき後、福祉サービスを利用するための契約行為の手助けが必要

青葉病院に通訳保障がないので受診が不安。緊急時には手話派遣では間に合わない

障害者の医療費助成が償還払いになっているので、一時的な立替金が負担になっている

精神障害者をケアする家族は患者への対応で家族生活に制約があるとともに高齢化問題と将来の不安を抱えている

精神病を患っている人に対する具体的な対応策が少ない

在宅障害者は地域との交流がなく、緊急時に支えてくれる身近な人がいないし、利用可能なサービスが知られていない災害時等で障害者や独居老人がスムーズに避難できるか

災害時に聴覚障害者には地域の情報がなかなか伝わらないし逃げ遅れたり避難場所でもコミュニケーションがとれず孤立してしまう心配がある

障害者が地震などの災害時に避難場所まで行けるか心配

DV被害者など特殊事情者は住民登録していないので災害対策がなく、万が一の時に取り残される

DV被害者がサポートを求める時シェルターが少ないし、その後の自立支援も非常に限られている

課題の整理

< 育児中の親と子 >

核家族化や近隣関係の希薄化、離婚件数の増加あるいは景気の低迷などにより、仕事と子育てを両立する家庭を取り巻く環境は厳しく、親にとっても子どもにとっても、悩みが尽きず、親は問題を抱え込み、その結果子育て機能が低下するなど、日常生活において様々な困難に直面している。

(例)

20時までの延長保育、育児方法が伝承されない、問題を抱えたまま引きこもり、急病時の一時預り、子どもの生活習慣の不規則化

福祉の現状

・常日頃からの近所付き合いができていないことで、急に、頼めないし、受けられない。相談もしづらい。

・信頼できる人に子どもを預けたり、相談できるような、地域での仕組みや連携が不足していることに要因があるようだ。

< 障害児(者) >

障害児(者)にとって、日常生活上の不便や不都合を多く抱えている。

特に、災害等緊急時における避難や避難場所におけるコミュニケーションが心配である。

また、地域社会との関わりを持ちながら、いきいきと自立した生活を送れるよう、グループホームなどの施設が増えるよう、近隣住民との密接な関係が求められている。

(例)

買い物、散歩、病院での通訳保障、障害者をもつ家族は、自分の老後やその後のことが心配。

・普段から、障害児(者)と顔を合わせるなどの関わりがないことから、接し方が良くわからず、お互いに遠慮してしまう傾向がある。

・障害児(者)や家族と地域との無理のない連携が出来るような仕組みづくりが不足していると思われる。

< DV被害者 >

DV被害者は地域社会から疎外されていることから、地域社会の一員としての関係づくりが非常に難しい状況となっている。例えば、シェルターは少なく、その後の自立支援も限られている。

またDV被害者は住民登録していないので、災害等緊急時においてスムーズに避難できるか深刻な問題が多い。

・DV被害者はそれぞれ複雑な事情を持ち、安易に所在を明らかに出来ないことから、地域との付き合いはデリケートになっていることを前提に、限られた

相談 情報 ネットワーク化

介護申請など自分で申請ができない人のために親身に相談にのってくれる人がほしい

年金受給、定期的健康診断、手帳の判定など行政からの通知文書が難しく理解に苦しむ

医療費自己負担額の控除申請の方法が非常に難しいため手続きできないことすらある

子育てに不安を感じる親が多く身近な相談者が必要

自閉症の子どもへの相談施設が不足している

おむつ給付やシルバーカー等の助成制度が高齢者などに周知されていないため十分に活用できない

ボランティアセンターに登録しているボランティアの状況や手配状況がわかりにくく、ニーズに合ったボランティアの利用ができない

障害者同士のコミュニケーションを深めるため障害者相談員制度はあるが個人情報保護の観点から地域の障害者名簿を閲覧できず地域の障害者を把握することができなくなっている

託児ボランティアの活動がよくわからない、広報不足

児童・生徒の健全育成の観点から、学校問題に携わる機関や立場の人達が個別に動くのではなく有機的なネットワークを形成すべきである

学級担任と家庭の間でのトラブルをなくし、そのズレを埋めるためには、専門組織の必要性を含め、それぞれにネットワークが必要である

福祉施設をもっと有効利用してもらいたいので、施設スタッフと地域住民・関係団体を有機的にネットワーク化する必要がある

福祉の分野は生活の分野とも言えるほど、多方面に及び、かつ制度も毎年変化している。

その中で、より多くの相談者が求められ、常に最新の知識や情報を備え、ネットワーク体制も必要になるが、なかなかうまく機能していないようだ。

<相談体制>

高齢者や障害者などが行政とのやりとりをする中で、申請書、各種手続きは、理解に難しく苦しんでいる人が多い。

また、身近に、信頼のおける相談員や組織がない。

どこに、相談者がいるのかもわからない。

さらに、相談したい内容は、多方面に及ぶことが多く、かつ制度は毎年変化していくこともあり、相談者も応じきれないようだ。

<情報、ネットワーク化>

様々な助成制度やボランティアなどの活動を行う人材がいても、情報がうまく伝わらないことで、ニーズにあった利用が出来ない。

さらに、情報源があっても、地域住民、施設、関係団体について、有機的にネットワーク化された機能がないので、情報が行き渡らない。

また、学校と地域は密なる連携が必要であるが、確固たるネットワークの仕組みがないことで、それぞれの立場の人が個別に動くことになり、継続した有効な活動がうまくできていない。

心のバリアフリー、福祉教育

障害者に対する偏見や差別があることから、病気を隠す人も多い

障害者用駐車場を一般の人が使っていることがあり駐車できないことがある

要支援者の社会参加を実現させるためには、まずは支援する個々人の心のバリアフリーを達成させなければならない

住民の日常的な福祉感が養われておらず、社会福祉への理解と関心が低い

障害者に対して何かしたいと思っても障害者のことを知らないと何ができるかわからない

自閉症児者が公共の場で不適切な行動をとることが多くあるが、決して本人のわがままや育て方のせいではないということをもっと知ってほしい

障害者やその家族の大変さを日常見かけるが自分がどのように関わればよいのかわからない

外見上障害者と判断できない場合、日常生活で困ることがある。人々の障害についての知識の狭さが問題である。

歩きタバコの禁止。社会生活のマナーが身についていない人が多い。昔からの道徳観念が軽視されている。

歩きタバコの禁止（混雑の中やエレベータでやけどをしてしまうから）

犬の飼い主のマナーが悪い。芝生や砂場のフンの始末をしない。

社会生活のマナーが身についていない人が多い。

課題の整理

障害を持たない人達は、普段から、障害者と接していないことで、どのように対応すべきかがわからない。

また、障害者も偏見や差別を受けていると感じることが多くあり、病気などの症状を隠す傾向にあり、正しい福祉教育や心がけ等、お互いを理解するための、継続した取り組みが必要と思われる。

<心のバリアフリーと福祉教育>

子どもの時代から、障害のある人、ない人が、地域で一緒にどれだけ長い時間を過ごすかにかかっているが、これできていない。

小学校の授業の中でも体験学習などが取り入れられているが、まだまだ物足りない。

障害を持たない人は、当事者の気持ちや考えを正しく理解できない。

大人になってから、福祉教育を学ぶ機会がない。

福祉の現状

□ ・当事者や家族からの話を聞く機会がほとんどない。

□ ・全ての小中学校で体験学習の他に、福祉学習の充実が必要。

□ ・自治会館などの身近な場所で、周囲の人や家族も一緒に、福祉学習をする機会が必要。

安全、バリアフリー

モノレール、JR、京成に囲まれている地域の足の便が悪い	保育所などの育児施設が電車で遠くまで行かないとない	高齢者や障害者が退院・外出時の交通手段に困っている。タクシー利用は金銭的限度がある	交通便利な町の中心地に福祉施設が欲しい
エレベータのない駅があり車イスが利用しづらい	いきいきプラザまでの交通の便が悪い	町なかに老人ホームが不足している	
モノレールの無人駅で切符を買い間違えたとき、マイクしかないので聴覚障害者の情報保障がない	障害者割引切符と子ども用切符の区別がないので文句を言われたことがあった	敬老祝い金のバス・モノレール券に、タクシー割引券も加えて欲しい	
児童の登下校時の交通安全や防犯などに不安がある	交番に巡査が不在の時、小中学生の自転車が盗難に合うことが多い	小学校学校低学年の単独下校が気になる	地域が子どもたちの安全な生活の場でなくなり、不審なつきまとい等もあり、親にとって不安
児童は危険回避や自己防衛についての知識が乏しいため、不審者に対して無防備である	児童の通学の安全を確保するため、地域住民は防犯ブザーの音色をもっと知ってほしい	こそ泥、ひったくり、路上犯罪等の問題で生活が不安。地域住民による自警団の編成や警察との連携強化などが必要	ホームレスが増え、女性や若年層もよみかける 地域の人々が安心・安全で生活できる地域になってほしい
高齢による視覚障害者がシルバーカーを道路の真ん中へと押しすぎて、その後ろに車列ができてしまう	駅周辺の歩道に自転車やバイクが乱立、店の看板が多く点在し、車イスや白杖を持つ人が安全に通行できない	最寄りの駅から公共機関へ移動するのに歩道や点字誘導ブロック、音声チャイム、スロープがなく危険なところがある	変質者等の問題も多く子どもが安心して通学や遊んだり出来なくなっている
歩道と車道の区別のない道路の場合、高齢者はU字溝の上を歩き、杖が間に挟まり危険	歩道と横断歩道の接点の縁石は車イスや歩行の不自由な人々には危険	道路の段差やデコボコで、思うように車イスが押せない	歩道の段差がベビーカーや車イスにとって不便
歩道と車道の区別のない道路の場合、ゴミ袋やネットが場所をとって乳母車が危険	歩道と車道の区別のない道路の場合、お母さんが子どもの手を引いて歩き外側へはみ出し危険	歩道やガードレールがなく子どもが歩くのに危険	歩道が狭く自転車や車イスの通行が危険
視覚障害者、車イスの方が歩道に放置自転車や看板に邪魔されて安心して外出が出来ない	自転車利用者にとって安全な道が少ない。自転車は車道を走ることになっているが守られていない。自転車による事故が多い	車が多いためか歩道を歩いていて自転車が来るとよけるのに難儀	
公園で遊びその勢いで車道へ飛び出す子どもがいる	オートバイ進入禁止のための鎖やポールがなくて危険		
新しくできた公園も道路に面しているのに柵がなかったり、段差がかなりあったり危険	ゴミをまとめて出したくても収集場所が近くにないし、公園には犬のフンが散らばっている	ゴミステーションに車で来る人がいて交通渋滞を招いている	
子どもの自転車の乗り方が危険。車の通行量や歩行者に関係なくスピードを出し過ぎるなど。	車イス用トイレは普及してきたが、車イスのまま入れるだけでありトイレが使いづらい		

課題の整理

誰もが住み慣れた家庭や地域社会で安心して暮らせるようにするためには、利用者に配慮した建築物の普及、住宅のバリアフリー化、道路などの段差解消が推進されることが必要である。

また、街の安全を脅かす、こそ泥、ひったくり、不審者の付きまとい等、頻発する犯罪から、子どもたちや住民をどのようにしたら守れるのか。

警察の力はもちろん、住民の手で何ができるのか、考えなければならない。

< 防犯 >

登下校時の交通安全や犯罪などから、いかにして子どもたちの安全を守るのか。

地域全体の防犯、防災をどのようにして守るのか。

・学校、地域、警察といった地域ぐるみで、かつ
□ 継続した取り組みが必要。

< 歩道等のバリアフリー >

高齢者、障害者、子ども、誰にとっても、安全な歩道でなければならない。そのためには、段差解消や、視覚障害者誘導用ブロックの十分な設置が必要である。

・全ての小中学校で体験学習の他に、福祉学習の
□ 充実が必要。

福祉の現状



各 論

第3章 基本目標と基本方針

第4章 地域福祉の展開

第5章 計画の推進に向けて

第3章では、中央区の地域福祉計画が目指すべき将来像と基本目標を達成する方向性を示す基本方針を記述しています。

第4章では、生活課題から解決に向けた具体的な取組みを基本方針にそって記述しています。

第5章は、この計画を推進するための体制を記述しています。

第3章 基本目標と基本方針

1 基本目標

基本目標は、中央区の目指すべき将来像です
計画づくりに参加した委員の皆さん全員の願いや思い、そして意気込みが、
この23文字にこめられています。

みんなで作ろう、支え合い安心して暮らせる中央区



2 7つの基本方針

中央区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、7つの基本方針を定めました。この基本方針は、地区フォーラムで明らかになった生活課題や解決策等から決定されたものであり、地域福祉を推進する方向性を示すものです。

7つの基本方針には、優先順位があります。基本方針1は、まさに向こう三軒両隣りからコミュニティを作りあげましょう。基本方針2は、そのコミュニティで交流の輪を広げていきましょう。基本方針3は、そういう中で、社会参加をできるようにしよう。そのために必要なのが、人材の育成とか福祉の教育であり、ハード面の整備であります。(基本方針4、5、6、7)

これらの取り組みを進めることにより支え合い安心して暮らせる地域になっていく、という流れです。

基本方針1 身近なコミュニティづくりの推進

支援を必要とする人たちが地域で埋もれてしまわないよう、お互いが 隣近所に気を配り、支え合いの仕組みをつくり身近なコミュニティづくりを推進する

基本方針 2 交流の場と仲間づくり

誰もがいつでも気軽に立ち寄り、楽しく過ごせる場を地域に確保し、交流の輪を広げて、仲間づくりがはかれるようにする

基本方針 3 社会参加の推進

誰もが、地域社会でその人らしく充実した生活が送れるよう、地域に活動の場・就労の場を確保し、社会参加ができるようにする

基本方針 4 人材の育成・地域の福祉力向上

誰もが持つ福祉の心を喚起・啓発し、幅広い福祉の活動の輪を広げる仕組みづくりも行って、人材の育成と地域の福祉力を高める

基本方針 5 相談体制、情報提供の場づくり

いつでも気軽に相談ができて、欲しい情報を分かりやすく収集できる仕組みをつくる

基本方針 6 福祉教育の推進

人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくすため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組む

基本方針 7 人にやさしい生活環境づくり

地域が安心・安全で住みよいものになるよう、人にやさしい生活環境づくりを進める

計画の体系

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み	ページ
1 身近なコミュニティづくりの推進	
1 地域活動をしている人たち及び関係機関のネットワークをつくる	
1 地域支えあい連絡会	
2 常日頃からの近所付き合いができるような関係をつくる	
2 地域ボランティアの拠点づくり	
3 シニアボランティアの登録制度の創設	
4 世話役さん	
3 見守り体制をつくり、見守り活動を行う	
5 見守り体制をつくる	
6 小地域防災活動	
7 すべての子どもを地域で育てる	
2 交流の場と仲間づくり	
1 高齢者の交流の場をつくる	
8 ウィークリーサロン	
9 お年寄り向けのスポーツクラブ活動	
2 子どもと子育て中の親	
10 地域による子ども教室	
11 クラブ活動PR運動	
12 子ども会の充実	
13 子育て家庭への戸別訪問の充実	
14 子育てサロンの充実	
15 子ども相談応援隊の訪問体制づくり	
3 障害者の交流の場づくり	
16 イベントを通じた地域交流の推進	
17 学校における子ども同士の交流の推進	
4 世代を超えた、地域交流の場	
18 ドッキングプレイス	
3 社会参加の推進	
1 高齢者の社会参加を推進する	
19 社会福祉施設でお手伝い	
2 軽度の障害者の社会参加を推進する	
20 社会活動応援隊の結成	
21 ボランティアによる戸別訪問	
22 地域内行事参加の啓発活動	
3 重度の障害者の社会参加を推進する	
23 障害者の雇用の推進	
24 雇用推進の広報の充実	
4 子育て中の親の社会参加を推進する	
25 一時的な子育てを地域ぐるみで支援する	
5 閉じこもりがちな青年の社会参加を推進する	
26 地域における若者自立支援運動	
6 社会活動を推進する体制づくり	
27 お仕事斡旋センターの創設	

基本方針 ~ 基本的な方向 ~ 具体的な取組み		ページ
4 人材の育成・地域の福祉力向上		
1 福祉の心を喚起・啓発する取組み		
28 地域で福祉に関する講座、ボランティア講座等の受講機会の提供		
29 幼児期からの障害児とのふれあいづくり		
30 障害者との継続した、ふれあいづくり		
31 市民のボランティア体験、障害者とのふれあいづくり		
32 福祉のまちづくりの啓発		
33 障害者の権利擁護活動		
2 幅広い福祉活動の輪を広げる仕組みづくり		
34 福祉施設等と住民の連携		
35 地域の障害者の自立支援体制をつくる		
3 人材を育て、集める(育成・活用・確保)		
36 世話役さん(再掲)		
37 地域ボランティアの拠点づくり(再掲)		
38 公共施設等職員の対応能力のレベルアップ		
39 福祉事業者の体質改善、福祉事業従事者の専門、技能強化		
5 相談体制、情報提供の場づくり		
1 相談・情報センター構築(センターサテライト構想)		
40 中央区相談・情報センター		
41 中学校区相談・情報センター		
2 情報が正確に伝わる		
42 福祉マップ、福祉情報誌		
43 わかりやすい情報の集約		
6 福祉教育の推進		
1 学校での取組み		
44 学校での福祉教育		
2 家庭での取組み		
45 家庭での福祉教育		
3 地域での取組み		
46 地域での福祉教育		
7 人にやさしい生活環境づくり		
1 防犯・防災体制づくり		
47 学校安全ボランティア活動の推進		
48 防犯安全運動の推進		
49 地域防犯パトロール		
50 町内自衛防災活動		
2 高齢者・障害者等の利用に配慮した環境整備		
51 バリアフリーのまちをつくる		

7つの基本方針

1

支援を必要とする人たちが地域で埋もれてしまわないよう、お互いが隣近所に気を配り、支え合いの仕組みをつくって身近なコミュニティづくりを推進する。

【現状と課題】

身近な生活課題に対する近隣同士での助け合いや地域のつながりが希薄になってしまっています。

地域活動をしている人たちや関係機関が生活課題に対する共通の理解を深め、それぞれの持ち味を活かしながら相互に連携を深めることが必要です。

また、住民一人ひとりが、地域のつながりについて意識をもち、日頃から近所づきあいを大切にして、高齢者、障害者、子どもたちを見守っていくことが必要です。

【解決に向けた基本的な方向と取組み】

基本的な方向 1 地域活動をしている人たち及び関係機関のネットワークをつくる

具体的な取組 1 地域支えあい連絡会

目的

地域を支える様々な組織、人が連携、協働を進め、支援する側のネットワークが実質的に機能し、支援を必要とする人に的確に届くようにする。

活動内容

地域福祉を担う、組織、人が横断的なネットワークを構築する。

それぞれの活動や支援情報を必要に応じて共有するとともに、支援を必要とする人に、地域が連携を図り、総合的なサービスが提供できるよう、連絡調整を図る。

活動の範囲（拠点・場所）

中学校区単位

活動頻度

定期的な連絡会は開催するが、固定した会議にせず、ケースにより課題解決のための構成員が集まる、「プラットフォーム方式」とする。

主な担い手

社協地区部会、町内自治会、社会福祉法人・施設、在宅介護支援者、区社協、保健福祉センター、NPO、このほか地域で福祉活動を行っている団体(者)

課題

社協区事務所に事務局を置き、調整機能が果せるよう、協議を進める。

基本的な方向 2 常日頃からの近所付き合いができるような関係をつくる

具体的な取組 2 地域ボランティアの拠点づくり

目的

「こんなボランティアできます。」と「こんなボランティアをして欲しい。」といった地域住民の意向をコーディネートする仕組みを地域でつくる。

活動内容

人材バンクを設ける。

担い手の登録は、地域でアンケート(自薦・他薦で、人物を紹介する)を随時実施し、その情報を人材バンクに登録・活用する。

ボランティア活動をした人には、ボランティア券を発行し、自分が頼みたい場合に、ボランティア券を使えるような仕組みをつくり、継続性を確保する。

活動の範囲(拠点・場所)

中学校区単位 将来的には町内自治会に置く。

地域の公共施設(自治会館、集会所、公民館など)を地域の実情に応じて地域のボランティアセンターとして位置づける。

主な担い手

活動ボランティアとして、

- ア 福祉や教育を専攻する大学生
- イ ボランティア活動を経験した小中学生
- ウ 様々な技能・特技を持つ退職高齢者
- エ 看護師、保健師、保育士の資格を持つ住民
- オ 社会福祉施設職員
- カ 活動を希望する住民

支援体制

社協地区部会、町内自治会、福祉団体などが推進体制を結成し、コーディネ

ーターとして、人材募集、斡旋、育成計画、育成方法、住民への周知方法を検討する。

課題

拠点が必要となるため、地域にある公共施設等の有効活用について、行政との協議が必要。

具体的な取組 3 シニアボランティアの登録制度の創設

目的

身近なコミュニティづくりのために地域の高齢者に担い手となってもらう。

高齢者の近所づきあいのきっかけづくり、生きがいづくり、社会参加にも寄与する。

活動内容

活動する高齢者の「シニアボランティア」登録制度をつくる。

登録者にはワッペンを！

ア 防犯パトロール隊やウォーキングクラブ等の行事を考案し、参加を募る。

イ 技術や特技を活かし、子どもたち(子ども会)に、昔の遊び、地域の歴史、囲碁や将棋、遊び道具の作り方、物づくりなどを指導する。

ウ 育児支援として、育児サークルに高齢者が参加し、お話を聞く会や悩みを相談できる場にする。世代間交流の機会にもなる。

エ 放課後、町内自治会館などで、保護者が帰宅するまで小学生と一緒に過ごす。

オ 日常的なゴミ出しなどの生活支援や話し相手になる。

主な担い手

地域活動の参加に意欲をもつ高齢者

具体的な取組 4 世話役さん

目的

複雑多様化する家庭問題への対応がますます難しくなり、児童虐待や高齢者の孤独死などが増え続けることで、民生・児童委員への負担が非常に大きくなっていることから、地域でできる工夫の一つとして、より多くの人が、できる

範囲で、サポートするものである。

活動内容

世話役さんの役目は民生・児童委員への連絡（橋渡し）である。

守秘義務のことが問題になっているが、その活動範囲は常識的なもの。

利用者の了解を得て、民生・児童委員は世話役さんの仕組みを活用する。

担い手

活動を希望する住民

資格認定は必要ないが、民生・児童委員の個人的な補助とならないよう、公的な登録が必要ではないか。

研修をどこがおこなうのか行政等との協議が必要。

基本的な方向 3 見守り体制をつくり、見守り活動を行う

具体的な取組 5 見守り体制をつくる

目的

支援を必要とする人を日頃の付き合いのなかで見守りながら、災害時に備える。

活動内容

地域の中で、支援を必要とする人の意向を尊重しながら、日頃から見守り体制をつくり、安否確認や声かけなどを行いながら、災害時に見守り体制が機能するようにする。

ア 見守り対象者の把握

見守り対象者を把握する方法を慎重に検討する。

対象者リストや住まいのマップ作成等、登録の仕方を検討する。

イ 通常時の見守り体制

誰が誰をどのように支援するのか、機能し易いサポートチームづくりを検討する。本人からの支援希望内容を聴取する。

ウ 災害時の見守り体制

あらかじめ連絡方法や避難方法などのマニュアルを作成して、誰が誰をどのように避難誘導するのか、機能しやすいサポートチームづくりを検討する。

活動の範囲

町内自治会、または町内自治会より小さな単位とする。

見守りの対象

高齢者(特に一人暮らし)、障害者、子育て中の親など

主な担い手

社協地区部会、町内自治会、民生・児童委員、老人クラブなどが、その地域の状況に応じて組織化する。

具体的な取組 6 小地域防災活動

目的

自主防災組織や町内自治会の班や組を活用して、小規模な防災組織をつくる。町内自衛防災活動へ発展させていく。

活動内容

ア 防災訓練、救助訓練、避難場所決め・確認、避難生活シミュレーション、防災グッズの紹介や説明会、耐震住宅の説明会などを必要に応じて実施する。

イ 非常時の連絡先、家族の人数、高齢者、小さな子ども、障害者など、災害弱者の有無を確認し合い、できれば調査票を持ち合い、いざという時に、ご近所で助け合えるようにする。

活動の範囲

町内自治会よりも小さな単位

担い手

自主防災組織や町内自治会の班や組を活用する。

地域の企業も加わることで、情報交換や防災訓練等への参加を通じて、地域との連携が深まる。

課題

避難場所への誘導として、口頭だけでなく、紙に書いて誰でもが分かるような、様々な工夫を考える。

具体的な取組 7 すべての子どもを地域で育てる

目的

近所の子どもと顔見知りになるとともに、子どもの安全のための見守りにも寄与する。

活動内容

ア 登下校時の児童に対して外に出て、声をかける。

イ 保育所(園)、幼稚園、学校行事を地域に開放し、地域の人に広く参加してもらおう。

ウ いきいきサロン、子育てサロン、育児サークルへ、地域住民が積極的に参加する。

活動の範囲

町内自治会

担い手

地域住民

行事や総合学習に地域で協力できる人を、地域での人材として登録しておく。

7つの基本方針

2

誰もがいつでも気軽に立ち寄り、楽しく過ごせる場を地域に確保し、交流の場を広げて、仲間づくりがはかれるようにする。

【現状と課題】

相互に交流を深めたり、心身の健康増進を図ることや相談等を目的として、公民館、保健所などの施設利用状況は非常に高く、公共施設だけでは対応しきれない状況となっています。また、児童と高齢者と障害者とのふれあう交流の場も必要との声があり、安全で利用しやすい形態はもちろんのこと、魅力ある交流の機会が必要であり、公共施設の有効活用を含め、地域ぐるみの協力体制が求められています。

【解決に向けた基本的な方向と具体的な取組み】

基本的な方向 1 高齢者の交流の場をつくる

具体的な取組 8 ウィークリーサロン

目的

身近な所で、つどい、交流する場所と機会を拡充する。

活動内容

100～200世帯を単位に、社協の「ふれあいいいきサロン」や「老人つどいの家」などの高齢者向けサロンを、地域で月に1回程度、計画的に開催し、徒歩圏内で、週に1回程度利用できるようにする。幼児、障害者の参加も呼びかけていく。

活動拠点

徒歩圏内の、いきいきプラザ、いきいきセンター、老人つどいの家、公民館、集会所など

活動頻度

週に1回程度

主な担い手

- ア 社協地区部会
- イ 町内自治会
- ウ 民生・児童委員
- エ 老人クラブ
- オ 子ども会・子ども会育成連絡会
- カ 世話役さん(新規)
- キ 地域のボランティア

などで構成する連絡会議をつくり、輪番制を取り入れるなど、柔軟な体制づくりを検討する。

課題

- ア サロン内容の検討

気軽に参加できるような雰囲気づくり、関心の高いテーマ設定、講師の確保など、魅力あるサロンづくりを検討する。

(例)健康相談、健康・介護予防に関する講習会、血圧測定など。講師として、看護協会の看護師ボランティア、医師など。

- イ 開催日の調整・広報サロンの開催日を調整し、日程表を作成して地域で広報を行い、サロンに参加できるようにする。
場所の確保について、行政との協議が必要。

具体的な取組 9 お年寄り向けのスポーツクラブ活動

目的

介護予防、ひきこもりの防止をかねた交流の場と機会を拡充する。
ウィークリーサロンのメニューとしても活用。

クラブ活動内容

ウォーキング、体操、グランドゴルフ、ふれあい・散歩、転倒予防教室(運動機能訓練)

活動頻度

月に1回程度(内容により、頻度を増やすことも検討する。)

主な担い手

- ア 社協地区部会
- イ 老人クラブ
- ウ 社会体育指導員

エ シニアボランティア(新規)

が中心となって、クラブづくりを推進する。

課題

クラブ活動の検討

高齢者に人気のあるクラブ活動を検討し、地域で希望者を募集し、クラブ活動を運営、指導する。

基本的な方向 2 子どもと子育て中の親

具体的な取組 10 地域による子ども教室

目的

地域のすべての子どもたちに、スポーツや文化を学ぶ機会を与え、子どもたちの健全育成を図る。

活動内容

子どもたちに、スポーツ、文化を学ぶ教室を開催する。なるべく親子で参加し、家庭でも実践できるようにする。中学生がゲストとして参加することも検討する。各種スポーツ教室のほか、お手玉、紙芝居、編み物、紙飛行機、語り、百人一首、囲碁、将棋など。

活動場所

小学校の空き教室、グラウンド、体育館など

活動頻度

月曜日から金曜日までの放課後。(終了時間は下校時の安全を考慮する)
土・日の実施も検討する。

担い手

ア シニアボランティア(新規)

イ 学校

ウ P T A

エ 子ども会

オ 町内自治会

などが連携し、運営協議会を設置する。

課題

教育委員会が、放課後児童の居場所づくりのモデル事業として実施している

ので、今後全校での実施に向けた教育委員会の方針に積極的に協力していく。

具体的な取組 11 クラブ活動PR運動

目的

地域のすべての子どもたちに、希望するクラブに参加できるチャンスを与え、子どもたちの交流や居場所を確保する。

活動内容

子どもを対象に、学校での課外クラブ活動、公民館での絵画や習字などの教室・講座、民間で行う各種クラブなど、地域内での各クラブ開催状況や募集状況などの一覧表を作成しPRする。

活動場所

学校、公民館、青少年センターなど

活動の頻度

学校週5日制に対応した取組として、土・日を中心とする。

PR運動の担い手

- ア 学校
- イ P T A
- ウ 主任児童委員連絡会
- エ 子ども会・子ども会育成連絡会
- オ 地域のボランティア
- カ 町内自治会

などが連携し、運営協議会を設置する。

課題

クラブが不足している地域については、地域内から担い手となる人材を確保し、子ども向けのクラブを増やすよう取り組む。

クラブの選定にあたっては、出来るだけ親子で十分話し合うこと。結果として、親子間の交流を深めることができる。

具体的な取組 12 子ども会の充実

目的

学年をこえた子どもたちの交流の場を拡充する。

活動内容

子ども会が活性化することで、子どもたちの異世代交流の場が広がるものと

考えられることから、子ども会を充実させるための取組を実施する。

活動場所

学校、公民館、集会所など

活動の頻度

学校週5日制に対応した取組として、月に1回程度

主な担い手

ア 子ども会

イ 地域のボランティア

支援体制

町内自治会の役割の中に、子ども会の推進を加えるなど検討を行い、町内自治会を中心に運動を盛り上げていく。

具体的な取組 13 子育て家庭への戸別訪問の充実

目的

子育て家庭への訪問体制を充実させることにより、地域で安心して子どもを育てられるようにする。また、育児不安の解消、親のひきこもりの予防、乳幼児虐待の防止を図る。

活動の内容

ア 訪問回数の頻度を増やすことを検討する。

イ 訪問の際に、育児サークルや子育てサロンへの参加を呼びかけるとともに、一緒にサロンなどへ同行して、スムーズに参加できるように導く。

活動頻度

3か月に1回程度

担い手

ア 保健センター・地域保健推進員

イ 地域のボランティアなど

課題

地域保健推進員が中心となっている事業の拡充を図るものであり、特に地域のボランティアが個別訪問することになるので、ボランティアの認定も含めて協議する。

具体的な取組 14 子育てサロンの充実

目的

子育て中の親子の仲間づくりの場と機会を拡充する。

活動内容

サロンの場の拡大

保育所(園)、学校の空き教室、子育てリラックス館や子どもルームの空き時間の活用手法なども検討する。

活動の範囲(拠点・場所)

徒歩圏内の公共施設など

活動頻度

月1回程度(地域の実情により実施する)から週1回程度に頻度増を目指す

担い手

ア 社協地区部会

イ 地域のボランティア

ウ 人材バンクに登録された子育ての経験者や専門家に協力を求める。

課題

魅力あるテーマづくり

子育ての知識や、同じ悩みを持つ者同士の仲間づくりを、サロンに求めている人が多いことから、食事づくりや健康管理の仕方など、関心の高いテーマづくりを研究する。さらに、テーマに合った講習や検診などを行うほか、専門家の配置も検討する。

具体的な取組 15 子ども相談応援隊の訪問体制づくり

目的

地域が学校に通う子どもたちと信頼関係を築き、子どもたちが気軽に悩みを相談でき、解決に導く仕組みづくり

活動内容

市内の全中学校で、スクールカウンセラーが配置され、生徒の相談役になっているが、もっと気軽に、そこまで深刻にならないうちに、児童・生徒が相談しやすい仕組みをつくる。

このことで、少しでも、引きこもりや不登校になる子どもを減らしたい。

活動の範囲(拠点・場所)

小中学校

先生の手助けとなるフォロー体制

ア 児童・生徒の保護者

イ 民生・児童委員

ウ 青少年育成委員

エ 青少年相談員

オ 青少年補導員

カ 地域のボランティア

などで体制を検討する

課題

例えば、先生とうまくいかない、仲間とうまくいかない、勉強についていけない、家庭での出来事など、様々な状況が考えられることから、先生の手伝い役として、教室の中へ入り、授業にも参加して、少しでも生徒一人ひとりに対して、相談にのれるような体制づくりを検討する。

教育委員会では、関係機関が連携して、子どもたちの心の相談に当たっているが、保護者や地域との連携の大切さも認識しているので、今後、協力関係を構築していく。

基本的な方向 3 障害者の交流の場づくり

具体的な取組 16 イベントを通じた地域交流の推進

目的

障害の種別に関わらず、地域住民の誰もが、多くのイベントに参加できるよう、障害者団体の横の繋がりを強化するとともに、広く地域住民に広報する。

活動内容

ア 障害者団体の横の繋がりの強化それぞれの団体が、それぞれ趣向を凝らしイベントを開催しているが、さらに、団体間の連携を図ることで、障害の種別を超えた、多くの人に参加できることとなり交流を深める。

また、映写会、カラオケ、クリスマス会、調理教室、音楽会、ソフトボール大会、バス旅行などの様々なイベントを輪番制で企画する。

イ 障害者団体が主催するイベントの広報の充実、個人的なつながりで声をか

けるだけでなく、町内自治会の回覧板や市政だより(区のページ)に載せるなど、障害者団体と関係機関が連携し、広く地域住民に参加を呼びかける手法を検討する。

活動の範囲(拠点・場所)

地域の公共施設

活動の頻度

内容により頻度を検討する。

担い手

ア 障害者団体

イ 関係機関

ウ 地域のボランティア

エ 町内自治会などで、連絡協議会を設置し、計画的な運営を行う。

課題

連絡協議会を随時開催して、障害者の交流のためのイベントを企画立案する。主催団体は輪番制とし、地域のボランティアの協力も得て、多くの人に参加し、交流できる場にする。また、イベントの開催を、主催者と連携をとりながら、広く地域住民に知ってもらい、参加してもらうため、町内自治会が掲示板、回覧板を活用して広報する。

具体的な取組 17 学校における子ども同士の交流の推進

目的

幼いころから一緒に勉強したり、遊んだりしながら、自然な形で付き合うことができているならば、将来も同じ地域において自然な形で交流することができる。

そこで、毎日の学校生活の中で、障害児との交流の機会を充実させることが重要であると考えます。

活動内容

教育委員会では、障害児と健常児の交流の大切さを認識しており、特殊学級設置校では、総合的学習や行事で障害児との交流を行っているが、

ア 給食の時間や、体育、音楽などの授業と一緒に参加するなど、交流の機会を増やす

イ 特殊学級や養護学校との行き来する機会を増やす。

活動の範囲(場所・拠点)

毎日の学校生活

担い手

ア P T A

イ 青少年育成委員

支援体制

学校が、これまでより交流内容を充実させていくためには、人的、物的条件を整備する必要があるため、特に、校外学習等で他の学校等との交流を行う際に、地域として支援体制を整え、学校と協議する。

基本的な方向 4 世代を超えた、地域交流の場

具体的な取組 18 ドッキングプレイス

目的

高齢者、障害者、児童、赤ちゃん連れの母親など、誰もが、朝から夕まで気軽に出入りでき、話し合え、こころを育てる場となるようなサロンの『ドッキングプレイス』を地域の拠点とし、世代間交流や助け合える関係をつくる。

そこに行けば誰かが居て話し相手になってくれる、そのような場所。

活動内容

地域のエリアは、隣近所で顔を合わせ、

徒歩圏内である、100～200世帯程度の小地域とする。

小地域単位に「ミニドッキングプレイス」を確保し、さらに小学校区単位に「ドッキングプレイス」を設け、小地域同士が交流できるようにする。

活動の範囲(拠点・場所)

施設については、空き教室、公民館、自治会館、体育館、保育園の園庭、高齢者施設、旅館、銭湯、子どもルームの時間外使用や老人つどいの家、デパートの屋上、地域の神社・お寺など、地域実情に応じて活用する。

担い手

ア 活動者

現に活動している人を基本に、ボランティアで参加できる人をさらに確保し小地域内で活動してもらう。

イ コーディネーター

ミニドッキングプレイスごとに地域ボランティア等の中から選定する

(基本方針2 交流の場と仲間づくり)

課題

コーディネーター

地域内において、施設が足りているか、活動が鈍っていないか、必要な調整を行う。小学校区内を調整する役割の人も配置する。

7つの基本方針

3

誰もが、地域社会でその人らしく充実した生活が送れるよう、地域に活動の場・就労の場を確保し、社会参加ができるようにする。

【現状と課題】

定年を迎えたばかりの人や比較的元気な高齢者の多くは、常に生きがいを求め、いつまでも社会と関わり続けていたいという思いがあり、これまで蓄積した知識や能力を活用し、少しでも社会に貢献したいものと考えている。

また、子育て中の親や障害者（児）は、社会参加や各種活動が十分できていません。社会参加や地域活動に参加する機会と場を、地域でつくっていくことが必要です。

【解決に向けた基本的な方向】

基本的な方向 1 高齢者の社会参加を推進する

具体的な取組 19 社会福祉施設でお手伝い

目的

高齢者の地域社会での活動の場を確保する。

活動内容

定年を迎えたばかりの人や比較的元気な高齢者、また社会施設利用者の多くは、常に生きがいを求め、いつまでも社会と関わり続けていたいという思いがあり、社会福祉施設において、これまで蓄積した知識や経験を活かし、ボランティア活動に取り組む。

活動の範囲（拠点・場所）

地域の社会福祉施設

活動頻度

週に1回程度

担い手

ア 定年を迎えたばかりの人

イ 比較的元気な高齢者

ウ 社会施設利用者

課題

ア 施設入所者に対して、庭の手入れ、軽易な修繕、軽作業の補助、入浴後の整髪、囲碁の指導、話し相手など。

イ 地域の放課後児童の預かりの役割ケアハウスの談話室などを、地域の放課後児童の一時預かりの場として活用し、紙芝居など、趣向を凝らした取組みを実施する。

基本的な方向 2 軽度の障害者の社会参加を推進する

具体的な取組 20 社会活動応援隊の結成

目的

軽度の障害者が自ら働き対価を得ることにより、自信をつけ、社会的に自立する糸口とする。

対象者

本人自身で社会活動がうまくできない軽度の障害者、さらに引きこもりや不登校の生徒も対象とする。

活動内容

社会活動応援隊を結成し、遊休農地を借り上げ、障害者とともに農作業を行い、また、生産物を販売する。

労働、生産物を販売、収入の確保によって、障害者の社会参加、自立促進を図る。

活動の範囲

市内の遊休農地ほか

担い手

ア 当事者の家族、

イ NPO、地域のボランティア

ウ 生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家など

課題

農地の確保

JA農協や市からの情報提供により、遊休農地（特に水田）を開放してくれる農家を探す。

雨天時の対応について、ビニールハウスやその他の仕事の内容も合わせて検

討する。

具体的な取組 2.1 ボランティアによる戸別訪問

対象者

作業所やデイケアにも行けず、社会から孤立して家にひきこもりがちな方で、家族による懸命な努力も、肉親であるが故になかなかうまく行かないケース。

活動内容

家族の努力にもかかわらず、社会的に孤立している障害者を第三者による訪問を重ね、自然に社会参加への糸口をつくっていく。

担い手

ア 当事者の家族、

イ NPO、地域のボランティア

ウ 生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家などで支援体制をつくる。

課題

ア ボランティアによる訪問活動と場への誘導訪問を重ねるたびに、お互いの親密度が増し、しだいに外出へ気持ちを向けさせ、当事者に合った、行きやすい場を双方で話し合い、技術習得までの講座へ発展し、就労など、社会参加への糸口とする。

イ いきやすい場（講座、活動）のプログラム作成当事者の趣味や特技を尊重し、音楽を聴いたり、体操をする簡単な入門編から、段階的にパソコンの助手や日常のお手伝いのできるような教室の参加など、多彩なメニューを当事者一人ひとりに作成する。

ウ 活動成果の発表会公民館やいきいきプラザなどにおいて、作品や活動状況、成果を発表し、広く一般の方に見てもらう。

具体的な取組 2.2 地域内行事参加の啓発活動

目的

地域で行われるイベントに、障害者が参加できるようなコーナーなどを設け、社会参加を促進する。

活動内容

障害者週間に限らず、各種行事を開催する際に、地域内の障害者に参加への呼びかけを行うことで、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動

に積極的に参加する意欲を高める。

行事(運動会)について、障害者が参加できるコーナー(種目)を設ける等の工夫を凝らす。

担い手

地域で開催される住民参加行事の主催者(当事者やその家族を含めた地域住民)

支援体制

当事者の家族、NPO、生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家、ボランティアなど

基本的な方向 3 重度の障害者の社会参加を推進する

具体的な取組 2 3 障害者の雇用の促進

目的

地域の障害者の雇用の促進を図る。

活動内容

例えば、途中で視覚障害を負った人が、学校等で技術を習得したとしてもなかなか雇用されずに困っているなど、障害者が働きたくても雇用されずに困っている実態があることから、行政とともに、障害者の雇用推進のため企業等に積極的な働きかけや啓発といった運動を行う。

担い手

福祉団体、作業支援ワーカー、行政などによる共同体制を組織化する。
お仕事幹旋隊(新規)と連携する。

課題

視覚障害者であれば、社会福祉施設での機能回復指導員や病院での療養患者の寝たきり予防訓練の補助、民間企業での「ヘルスキーパー」(企業内マッサージ)など、障害者の地域交流、社会参加、自立支援の観点からも地域で雇用先を拡大して、雇用の推進を図る。

具体的な取組 24 雇用推進の広報の充実

目的

地域の障害者の雇用の促進を図る。

活動内容

広報の充実

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた法定雇用率や雇用義務などについて、行政による広報を充実させるとともに、地域住民も、地域の企業に呼びかけ広報を支援する。

担い手

ア 行政

イ 地域住民

基本的な方向 4 子育て中の親の社会参加を推進する

具体的な取組 25 一時的な子育てを地域ぐるみで支援する

目的

一時的な子育てを地域ぐるみで支援する

対象者

子育て中の親。特に、社会参加の第一歩目を踏み出そうとする人

活動内容

地域で開催される文化講演会やIT講習などの講座、教室等に参加する際に一時的に子どもを預かる。

担い手

地域住民

基本的な方向 5 閉じこもりがちな青年の社会参加を推進する

具体的な取組 26 地域における若者自立支援運動

目的

閉じこもりがちな青年が増えていることは社会的に深刻な問題であり、身近な地域での課題としてとらえる。

対象者

働くことにも学ぶことにも踏み出せないニート、家族などごく限られた人と

しかコミュニケーションを持ってないでいる引きこもり、意欲を持ちながらも、それが思うようにならず苦悩している精神障害者など、社会参加が困難な若者
活動内容

ア 運動の第1段階は勉強会への参加

社会の入り口で立ち止まる若者の声なき声に耳を傾けることが、第一歩であると考え。

地域住民全体の問題として認識するため、各種勉強会に積極的に参加し、社会参加が困難な若者を生み出している背景を個別に理解した上で、地域全体で何かできることはないか、その取組みを見出そうとするものである。

イ 運動の第2段階は呼び掛け

- ・ニートや引きこもりの若者への情報の提供、職業的自立への働き掛け
- ボランティア活動等無償の労働体験に関する情報等を提供する方法を検討する。町内掲示板などへのポスター掲示、ケイタイ電話Iモード配信など。
- ・地域の地元企業への若者向け就職窓口の門戸開放への働き掛け

ウ 専門機関への橋渡し

社会に踏み出せない若者のなかには、心の悩みを抱えている者もあり、地域で解決できないケースは、専門機関への橋渡しをおこなう。

担い手

地域住民

基本的な方向 6 社会活動を推進する体制づくり

具体的な取組 27 お仕事斡旋センターの創設

活動内容

本人自身で社会活動がうまくできない障害者などと、企業を結びつけるために、「ここまでならできる」と「ここまで仕事してほしい」とのコーディネートを行う。

活動の範囲(拠点・場所)

区単位にするか中学校区単位にするか、範囲を検討してから、センターの場所を検討する。

担い手

コーディネーター役として、

- ア 当事者の家族、
- イ NPO、ボランティア
- ウ 生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家、などで「お仕事斡旋隊」を組織する。

課題

ア 実態調査と交渉

ハンディを持つ方のその詳細な状況や、企業の希望など実態調査を実施する。この調査をもとに、各企業への要望、交渉を行う。

イ 人材バンク

様々な場面で活動できるように、双方の情報を登録・活用する。

ウ 求人広告

地域限定の求人広告を作る。

7つの基本方針

4

誰もが持つ福祉の心を喚起・啓発し、幅広い福祉の活動の輪をを広げる仕組みづくりも行って、人材の育成と地域の福祉力を高める。

【現状と課題】

福祉の心を喚起・啓発するには、幼児期から継続した交流が必要です。

地域で地域福祉活動に参加する人の掘り起こしを進める必要があります。

サービス利用者にとって満足する質の高い、適切なサービスを提供してもらうためには、地域ボランティアに正しい知識や最新の情報を提供は不可欠であり、また、地域で地域福祉に関する市民講座などの機会を増やすことも必要です。

また、専門的な知識や技能が必要とされる専門職の質の向上も求められています。

【解決に向けた基本的な方向】

基本的な方向 1 福祉の心を喚起・啓発する取り組み

具体的な取組 2 8 地域で福祉に関する講座、ボランティア講座等の受講

機会の提供

活動内容

福祉講座への参加呼びかけ

当事者の講座への参加

「介護等マニュアル」の配置

初級講座とステップアップ講座

土、日に空き教室を利用して講座を開く

男性、シニアの知恵・経験・技能の活用

活動の範囲（拠点・場所）

町内、中学校区 自治会館 福祉施設

担い手

ボランティア養成講師

ボランティアセンター 地域生活支援センター 障害者家族会

町内自治会 社協地区部会

課題

ア 担い手の役割

地域での講座開設

市内で開催される講座、講演会、講習会等への参加呼びかけ

マニュアルの作成、配布

イ 支援体制

行政

具体的な取組 29 幼児期から障害児とのふれあいづくり

目的

障害者に対する理解を深める

活動内容

幼稚園等に障害児も通園

幼稚園での特殊組

交流カリキュラム(徐々に回数増)

活動の範囲(拠点・場所)

幼稚園 保育園 託児所等

担い手

保育士等

課題

ア 担い手の役割

障害児受け入れ態勢を作る

交流のカリキュラムづくり

徐々に交流の回数を増やし、継続する

イ 支援体制

行政側と協議

具体的な取組 30 障害児との継続した、ふれあいづくり

目的

障害者に対する理解を深める

活動内容

障害者施設へ訪問

イベントへの参加

活動の範囲(拠点・場所)

福祉施設 障害者施設 集会所、空き教室

地域にいる専門指導員 登録ボランティア

課題

ア 担い手の役割

施設訪問受け入れ

イベント等の企画、参加呼びかけ、広報(市政だより等)

具体的な取組 31 市民のボランティア体験、障害者とのふれあいづくり

目的

障害者に対する理解を深める

活動内容

地域の障害者施設でボランティア体験し、障害者と交渉する

地域にある障害者施設を地域住民に開放

地域情報活動に関する情報の発信

活動の範囲(拠点・場所)

中学校区 福祉施設 障害者施設

担い手

施設職員 ボランティア 家族・当事者

課題

ア 担い手の役割・機能

施設の住民への開放

施設でのボランティア体験、交流の機会を提供

地域の福祉活動の情報の発信

具体的な取組 3 2 福祉のまちづくりの啓発

目的

福祉のまちづくりの啓発及び障害者への差別をなくす

活動内容

ア 「人にやさしい町づくり」条例

- ・身障者駐車場の駐車違反者への罰則等
- ・企業等の役割の明確化

イ 障害者差別禁止条例の確定

- ・障害者の社会復帰施設の設置に自治会の同意の不要

活動の範囲（拠点・場所）

千葉市

担い手

行政

具体的な取組 3 3 障害者の権利擁護活動

目的

障害者の権利を護る

活動内容

ア 実態調査と一般への周知

「人権パンフレット」の配布

イ 権利救済活動 - 地域ネットワークの形成

通報システムと保護、窓口1本化

ウ 権利獲得活動 - 支援ネットワーク

当事者等 - 住民の交流

相談援助、権利を守る - 公的機関の責任

活動の範囲（拠点・場所）

千葉市地域生活支援センター

担い手

地域生活センターの相談員

人権サポーター

課題

担い手の役割・機能

ア 実態調査と住民への周知、「人権パンフレット」の作成・配布

イ 通報システムの確立と通報者の保護

ウ 窓口の1本化(相談、援助、調査、調整、勧告、改善等の活動)

支援体制

ア 支援ネットワークの形成「人権サポートネット」・

イ 民生・児童委員、社協、家族会、当事者会、ボランティア団体等

基本的な方向 2 幅広い福祉活動の輪を広げる仕組みづくり

具体的な取組 3 4 福祉施設等と住民の連携

目的

施設と地域が連携して地域住民の体験・交流の場づくり

活動内容

地域の福祉施設等が連携して地域住民の体験講座や交流の場を持つ

活動の範囲

中学校区 福祉施設等

担い手

社協地区部会 福祉施設職員 ボランティア

具体的な取組 3 5 地域の障害者の自立支援体制をつくる

目的

ひきこもり障害者を支援する。

活動内容

段階的に社会参加を促す活動を行う

個別訪問 ぶらっと寄る場所 友達会 音楽・パソコン教室 戸外活動

活動の範囲(拠点・場所)

中学校区 家族会 福祉施設

担い手

医師、大学教授、ボランティア(学生等)、施設職員、家族

課題

ひきこもり障害者等が対象

調査 - プログラム開発 - 研修

基本的な方向 3 人材を育て、集める(育成・活用・確保)

具体的な取組 36 世話役さん

目的

民生委員のサポート

活動内容

活動範囲は、民生委員の補助的なもの

資格認定は設けないが、登録は必要とする。

活動の範囲

町内 町内会館

担い手

民生・児童委員、社協地区部会、退職高齢者、主婦等

課題

養成方法

研修 - 認定

問題点

守秘義務、協力の範囲?地域差

高齢者 - 傾聴ボランティア、介護相談員(ボランティア)

具体的な取組 37 地域ボランティア拠点づくり

目的

地域のボランティアを登録する

活動内容

ボランティア人材バンクに 登録

コーディネーターを置く

地域福祉活動リーダーの養成・配置

地域福祉活動情報の発信

介護、サポートマニュアル等を常備

活動の範囲・拠点

中学校区・公民館など

担い手

社協地区部会 退職者(専門職) 福祉専攻学生

課題

養成方法、研修・体験、拠点の確保

コーディネーター人材の確保

具体的な取組 38 公共施設等の職員の対応能力レベルアップ

目的

公共施設等職員のレベルアップ

活動内容

公共施設等の職員のレベルアップを図る

その職員研修の講師を地域活動を行っている人から養成する。

「介助等マニュアル」の作成と配布

技能職種(手話通訳等)の配置

活動の範囲(拠点・場所)

中央区 公共施設等 社協

担い手

「講師」 社会福祉協議会

課題

ア 公共施設等：百貨店劇場、ホテル、駅、病院、役所、図書館、公民館等

イ 担い手の役割：情報共有して体制つくる

ウ 養成方法、資格認定 - 福祉団体等

具体的な取組 39 福祉事業者の体質改善、福祉事業従事者の専門、

技術強化

目的

福祉事業者のレベルアップが必要である。

ア 2級ヘルパーに手話講習が必要ではないか。また、ケアマネージャーの資格も更新制度にして、研修を設けてはどうか。

(基本方針4 人材の育成・地域の福祉力向上)

(基本方針4 人材の育成・地域の福祉力向上)

イ 利用者がサービス、施設を選ぶためには、第三者評価制度を適正な運用が求められる。(苦情解決 - 運営適正委員会)

活動内容

民間事業者の基本となる福祉理念を徹底する。

高齢者グループホーム設置基準の強化を図る。

ケアマネージャー人材不足(質・量とも)の解決策を検討する。

ホームヘルパー等養成課程に手話を追加する。

対象の範囲

市内全域

主な担い手

行政

7つの基本方針

5

いつでも気軽に相談ができて、欲しい情報を分かりやすく収集できる仕組みをつくる。

【現状と課題】

福祉の分野は生活の分野とも言えるほど、多方面におよび、また制度やサービスの内容も頻繁に変化している。

高齢者や障害者の中には、行政への各種申請手続きに自信がない、億劫だと感じる人が多い。また、身近に、信頼のおける相談員や組織がない。

住民の相談に的確に応じ、最新の情報を伝えることができるよう、地域の担い手が常に最新の知識や情報が入手できる、行政と地域の情報ネットワークを構築する必要があります。

【解決に向けた基本的な方向】

基本的な方向 1 相談・情報センター構築（センターサテライト構想）

具体的な取組 40 中央区相談・情報センター

目的

ウェブサイトを利用した相談・情報の拠点としての機能

活動内容

ア 相談の受付・調整

専門的な相談から、一般的な心配事の相談まで、幅広く、相談を受け付け、解決に向けた具体的な提案・調整を行う。

ケースによっては、専門の機関への繋ぎを的確に行う。

イ 福祉相談WEBサイトの構築・管理

相談・情報センターまで出かけられない方のために、千葉市のホームページに、福祉相談WEBサイトを構築し、過去の相談事例や最近の相談事例を検索できるようにする。

ウ 情報提供

行政、民間、ボランティアなどが実施している施策や活動状況、福祉施設の設置状況など、あらゆる情報がわかりやすく、的確に入手できるようにする。

活動の範囲(拠点・場所)

保健福祉センターの保健福祉総合相談窓口を拠点と考える。

相談体制については、土日曜日の実施を検討する。

担い手

ア 行政

イ 社会福祉士など、専門家の配置を検討する。

具体的な取組 4.1 中学校区相談・情報センター

目的

誰もが気軽に相談できる場、情報を得られる場とする。

よろず的な相談も受け入れる。

活動内容

ア 市民便利帳に記載された内容の受け答え

イ 民生・児童委員や中央区相談・情報センター(市が今後の設置有効可能性を検討中)への橋渡し

活動の範囲(拠点・場所)

身近な生活圏域である中学校区または小学校区を単位とする。

公民館や小学校の空き教室等、地域の実情に応じ、既存施設を活用する。

担い手

民生・児童委員、同じような問題を持つ人たちのセルフヘルプグループ等が相談者となる。

アとイについては、人材バンクで登録されたボランティアが応援部隊として手伝う。

課題

ア 社協地区部会、障害者団体、民生・児童委員、町内自治会などが中心となり、体制をつくり、運営管理する。

イ 町内自治会との連携も検討し、関係機関との定期的な会議をもつ。

拠点が必要となるため、担当部署と協議が必要。

基本的な方向 2 情報が正確に伝わる

具体的な取組 4 2 福祉マップ、福祉情報誌

活動内容

- ア 高齢者に分かり易い、地域の居場所マップ。
- イ 地域の高齢者や障害者に関わる施設、関係機関のマップ。車椅子が通れる範囲を示すなど、様々な工夫を凝らす。
- ウ 住民や福祉施設の福祉活動状況、ボランティア団体などの人材や活動状況、マップなどを盛り込んだ情報誌の作成を検討する。
- エ 子育て支援サービスの実施施設や関係機関などのマップ。
- オ 地域ごとの作成を検討する。

担い手

行政、地域住民、町内自治会、民生・児童委員・児童委員、社協地区部会、社会福祉協議会、障害者団体などが連携して推進体制を構築し、掲載内容などを検討する。

課題

作成経費が必要となるため、担当部署と協議が必要。

具体的な取組 4 3 わかりやすい情報の集約

目的

- ア 地域に関する情報を受けやすく、また情報が提供がしやすい環境を整備する必要があります。

活動内容

- ア 各情報伝達手段の役割分担の明確化

(ア) ちば市民便利帳(くらしのガイド)

千葉市の福祉に関する情報は、すべてこれに掲載することを基本とし、各家庭に保存版として置く。

(イ) ちば市政だより

市民便利帳に掲載されていない最新情報や、期間限定情報を掲載する。

(ウ) 町内自治会回覧・掲示板

ちば市政だよりに掲載しきれない内容量の、最新情報や期間限定の情報を掲載する。

(エ) 千葉市ホームページ

(ア)～(ウ)の情報をすべて掲載する。

イ アを利用できない人に対しては、次の人が情報を探す相談にのる。

- ・ 民生委員や町内会各種役員
- ・ 行政

ウ 公共施設に、ちば市民便利帳・ちば市政だよりに記載された項目のパンフレットや資料を配備するとともに、千葉市ホームページからその情報の発信元サイトへリンクさせる。

課題

行政が作成しているものについては、協議が必要。

7つの基本方針

6

人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくすため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組む。

【現状と課題】

障害者を持たない人達は、普段から、障害者と接していないことで、どのような対応をすべきかわからない。

また、障害者も偏見や差別を受けていると感じることが多くあり、病気などの症状を隠す傾向にあり、正しい福祉教育や心がけなど、お互いを理解するための継続した取り組みが必要です。

あらゆる機会、場において、正しい福祉教育とお互いを理解するための、継続した取り組みが必要です。

【解決に向けた基本的な方向】

基本的な方向 1 学校での取り組み

具体的な取組 4 4 学校での福祉教育

目的

子どもの頃からの体系的な、人権学習を根底において福祉教育を推進する。

活動内容

体系的な福祉学習にするため、オリエンテーション、段階を踏んだボランティア体験学習を行う。

総合学習でボランティア体験学習、障害者体験、介助方法を習得する。

福祉施設等に行き、障害者と交流する。

ふれあいトーク（児童、親子、教職員）を開催する。

地域貢献活動を行う・

P T Aを対象とする福祉講座を開催する。

活動の範囲（拠点・場所）

幼稚園等 小学校 中学校 施設

担い手

教職員 施設職員 当事者・ボランティア専門指導員

課題

ふれあいトークは児童、親子、教職員を別々に実施する。

基本的な方向 2 家庭での取り組み

具体的な取組 4 5 家庭での福祉教育

目的

障害者等の人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見・差別をなくす

活動内容

「福祉教育ハンドブック」の配布、PTAの集まりでの学習

活動の範囲

小・中学校区、家庭など

担い手

両親、祖父母等

課題

経費負担の問題がある。低学年・高学年用を分ける
子育て、しつけも含む内容とする。

基本的な方向 3 地域での取り組み

具体的な取組 4 6 地域での福祉教育

目的

地域住民の介護力、福祉力の向上、福祉活動への理解と参画

活動内容

福祉施設でのボランティア体験学習

福祉施設、生涯学習センター、公民館での、福祉講座、ボランティア教室
町内会、社協の部会等の会合時に講座を開く

活動の範囲(拠点・場所)

小・中学校区 福祉施設

担い手

地域住民 施設職員 町内自治会

課題

担い手の役割・機能

福祉施設におけるボランティア活動(小中学校も参加)

福祉施設における教育講座の開催

支援体制

福祉施設と町内自治会等で推進体制を検討

7つの基本方針

7

地域が安心・安全で住みよいものになるよう、人にやさしい生活環境づくりを進める。

【現状と課題】

街の安全を脅かす、こそ泥、ひったくり、不審者の付きまとい等、頻発する犯罪から、子どもたちや住民をどのようにしたら守れるのか、警察の力はもちろん、住民の手で何ができるのか、考える必要があります。

誰もが住み慣れた家庭や地域社会で安心して暮らせるようにするためには、利用者に配慮した建築物の普及、住宅のバリアフリー化、道路などの段差解消が推進されることが必要です。

【解決に向けた基本的な方向】

基本的な方向 1 防犯・防災体制づくり

具体的な取組 4 7 学校安全ボランティア活動の推進

目的

教育委員会が取組んでいる「学校安全ボランティア（セーフティウォッチャー）」に、多くの住民が参加するよう地域としてもその促進を図る。

対象者

登下校時の児童・生徒

活動内容

通学時間帯に合わせて、通学路に人を配置して、児童・生徒が安全に通学できるようにする。

学校の校庭等の見回りについても、将来的な活動目標として、学校側と調整を進める。

担い手

地域住民

町内自治会、PTAなどが実施体制をつくり、学校、教育委員会と連携を図

る。

具体的な取組 48 防犯安全運動の推進

活動内容

ア 学校や警察が開催する安全講習会や防犯

教室、さらに暴漢撃退法などの訓練会場へ、親子または地域住民が積極的に参加できるように、広く呼びかける。

イ 青少年育成委員会が実施する「子ども110番の家」の存在を地域に広く周知し、登録する一般家庭やコンビニなどの事業者が増えるよう啓発するとともに、地域で行われる行事等において、子どもたちにも周知する。

担い手

児童・生徒とその親 地域住民

具体的な取組 49 地域防犯パトロール

活動内容

地域内のパトロールのほか、防犯上の問題点を点検し合い、地域の安全性を高め、犯罪の未然防止を図る。

担い手

町内自治会、PTA、子ども会等で組織化し、小さな区域ごとに10人程度の班を編成し巡回する。

活動頻度

学童が下校する15時から17時と夜間の19時から21時を基本に、実施日やコースを班ごとに検討する。

継続させるための様々な取り組みを班ごとに検討する。(例示)

ア 徒歩、自転車、車でパトロールをする。音楽を流しながら車でまわる。

イ 聴覚障害者の人にも分かるように音だけでなく、「パトロール」の表示が必要。

ウ 防犯パトロール時にステッカー、たすき、防犯プレート、腕章等をつける。

犬の散歩や買い物に出掛ける時など、みんなが付けて歩き、防犯の意識を高めていく。

エ 町内によって色を変えると町内の人かどうか区別がつく。

パトロールと合わせて実施することが好ましい取り組みを班ごとに検討する。(例示)

- ア 警察や行政が作成する防犯パンフレットを各世帯に配布する。
- イ 警察に安全指導の講習をしてもらう。
- ウ 特に危険と思われる地区の電柱にポスターを貼る等、注意を呼びかける。
- エ 路上駐車しないよう、呼びかける。

支援体制

市の防犯パトロール隊支援事業との連携を図る。

具体的な取組 50 町内自衛防災活動

活動内容

防災訓練、救助訓練、避難場所決め・確認、避難生活シミュレーション、防災グッズ等の紹介や説明会、耐震住宅等の説明会

- ア 町内自治会単位に、年1回は必ず実施することとし、年間行事を定めたものを各世帯に配布・周知する。
- イ 小地域防災活動(新規)での取組みが発展し、活動になるよう、町内としての連携をはかる。
- ウ 小地域防災活動で把握している、非常時の連絡先、家族の人数、お年寄り、子ども、障害者などの災害弱者の状況を、町内としてどのように活用するか慎重に検討する。
- エ 地域の中に手話通訳できる人も必要。
- オ 避難場所については、紙に表示することで、誰でもが分かるようになる。

担い手

町内自治会を単位に、企画・実施する。

基本的な方向 2 高齢者・障害者等の利用に配慮した環境整備

具体的な取組 51 バリアフリーのまちをつくる

目的

高齢者、障害者等にやさしいバリアフリーのまちをつくる

活動内容

環境バリア改善総点検

- ア 高齢者や障害者の通行に妨げとなる歩道の段差、放置自転車、ビルの入り口の重い扉などについて地域で調査し、危険箇所・要改善箇所の把握を行い、施設管理者と連携して、その適切な対応を図る。

イ 交通バリアフリー法、ハートビル法、千葉県の福祉のまちづくり条例、
バリアフリー・ユニバーサルデザイン面などの観点から、
道路等屋外空間、公共建築物等、まちの状況を調査する。

担い手

町内自治会などを中心とする地域住民

課題

行政の関係機関と協働して推進する。

第5章 計画の推進に向けて

1 中央区地域福祉計画推進協議会（仮称）の設置

中央区地域福祉計画推進協議会（仮称）を設置する。

地域福祉計画推進協議会は、地域関係者の情報交換により計画に基づく取組の成果を共有しながら、課題の把握や今後の取組についての議論を行うほか、地域関係者間の連絡調整を行う。

（活動内容）

- ア 区の地域福祉計画の取組状況の把握
- イ 地域福祉の活動団体間の情報交換、連絡調整
- ウ 行政機関や社会福祉協議会との連絡調整
- エ 区の地域福祉計画に関する広報

（委員構成）

町内自治会、民生・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、学校関係者、地域住民（公募）などから幅広く選定する。

2 具体的な計画推進体制の構築

（1）課題

この中央区地域福祉計画に盛り込まれた具体的な取組をどうやって推進するのかとなると、どこからどう手をつけて、推進するのか問題が多い。

地域には、多くの人、組織、団体が福祉活動を行っているが、どこも手一杯であり、計画の具体的な担い手を想定すると、どれもほぼ同じメンバーになってしまい、マンパワー不足で計画の半分も実現ができないのではないかという懸念がある。

しかしながら、この計画に盛り込まれた取組は住民が時間をかけ、議論したものであることから、少なくとも機能として、すべての取組について実現に向けた道筋をたてていきたい。

そのため、各機能を持った取組を分担する組織をつくり、その組織が取組の推進母体となり、地域の実情に合わせて優先順位をつけて推進する。

(2) 推進体制

ア 地域サポートネットワーク（仮称）の設置

中学校区単位（約5、000世帯）を基準として「地域サポートネットワーク」を設置する。

地域サポートネットワークは、中央区地域福祉計画に盛り込まれた具体的な取組のうち、中学校区を範囲とするものについて検討を行い、推進を図る。

なお、全区を対象とする取組については、各地域に設置される地域サポートネットワークが、区地域福祉計画推進協議会（仮称）で、課題や情報を共有し、役割などの調整を行い、推進を図る。

イ 地域子ども教室

ウィークリーサロン連絡会

社会活動応援隊（障害者の交流）

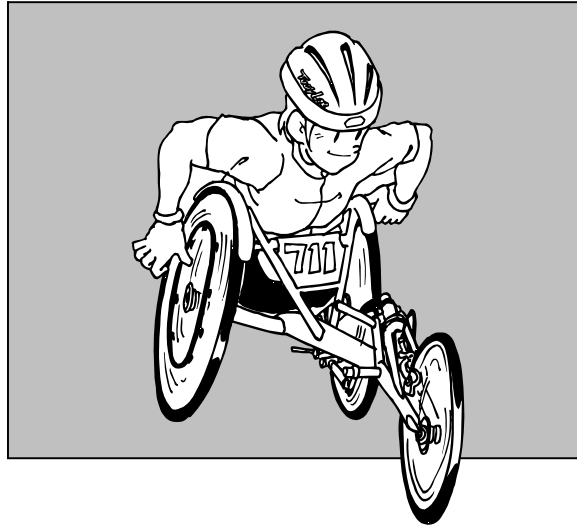
小学校区単位（約2、000世帯）を基準として、対象者ごとに推進組織を設置する。

ウ 身近な福祉活動推進員（シニアボランティア、世話役さん）

(3) 弾力的な運営

新しい組織は、できるだけ簡素化することが必要であり、4つの組織についても地域の実情により、1つに統合する、あるいは、地域サポートネットワークの実行委員会として、小学校単位の取組を担う組織を置くことも考えられる。

地域サポートネットワークは、社協地区部会が対応可能の実力があれば地区部会がそのままスライドすることが好ましい。地区部会がそこまで、実力のない地域では、まず、地域サポートネットワークを立ち上げ、どちらかに統合していくことも考えられる。



資 料

- ・ 計画策定の経過
- ・ 委員名簿
- ・ 地域の活動状況
- ・ 主な福祉施設等
- ・ 計画策定に向けて実施したアンケート調査結果の概要

計画策定の経過

平成16年

- | | | |
|--------|---------------------|--|
| 4月 | 第1回地区フォーラム開催 | ・計画の位置づけや進め方を事務局が説明 |
| 5月 | 第2回地区フォーラム開催 | ・日常の生活や福祉活動を通じ感じている身近な生活課題を発表し、委員全員で課題を共有
・生活課題をグループ化しキーワードの設定を行う |
| 6月 | 第3回地区フォーラム開催 | ・生活課題の検討順を決め解決策の検討開始 |
| 7月24日 | 第1回中央区地域福祉計画策定委員会開催 | ・各地区フォーラムの取組状況を発表 |
| 8月4日 | 第1回作業部会開催 | ・今後の進め方を協議 |
| 8月 | 第4回地区フォーラム | ・解決策の検討 |
| 9月 | 第5回地区フォーラム | ・解決策の検討 |
| 9月27日 | 第2回作業部会開催 | ・合同フォーラム発表用資料の検討 |
| 10月12日 | 第2回中央区地域福祉計画策定委員会開催 | ・計画書の構成の検討
・合同フォーラム発表用資料の検討
・基本方針素案作成検討会の設置 |
| 10月18日 | 第1回フォーラム委員長会議開催 | ・基本方針素案の検討 |
| 10月21日 | 第2回フォーラム委員長会議開催 | ・基本方針素案の検討 |

10月23日	合同フォーラム開催 ・各地区フォーラムでの検討内容を取りまとめ発表
11月 1日	第3回フォーラム委員長会議開催 ・基本方針素案の検討
11月	第6回地区フォーラム開催 ・解決策の検討
11月25日	第4回フォーラム委員長会議開催 ・基本方針素案を作成
12月	第7回地区フォーラム開催 ・基本方針素案についての意見取りまとめ
12月20日	第3回中央区地域福祉計画策定委員会開催 ・基本方針の決定 ・分科会設置の決定 ・17年度までの今後のスケジュール決定
平成17年	
1月	第8回地区フォーラム開催 ・解決策の検討 ・分科会への参加を募集 ・基本目標設定について意見交換
1月29日	第1回分科会開催（A・B・C・D分科会） ・分科会のこれからの進め方など A分科会 : 1月29日 B分科会 : 1月29日 C分科会 : 1月29日 D分科会 : 1月29日
1月29日	第1回西千葉地区フォーラム広報委員会開催 ・ニュースレター発行の打合せ
2月 7日	第5回フォーラム委員長会議開催 ・基本目標素案の検討

2月	各分科会開催 ・解決策の検討 A分科会 : 2月11、26日 B分科会 : 2月17日 C分科会 : 2月3日 D分科会 : 2月12、26日
2月19日	第1回西千葉地区フォーラム広報委員会開催 ・ニュースレター原稿作成
2月23日	第6回フォーラム委員長会議開催 ・基本目標素案の作成
3月	各分科会開催 ・解決策の検討 A分科会 : 3月7日 B分科会 : 3月4、9、17日 C分科会 : 3月1、11日 D分科会 : 3月6日
3月19日	第4回中央区地域福祉計画策定委員会開催 ・基本目標の決定 ・A, B, C, D分科会での検討状況
平成17年	
4月4日	第5回中央区地域福祉計画策定委員会開催 ・計画書(概要版)
4月	各分科会開催 ・解決策の検討 A分科会 : 4月20日 B分科会 : 4月15日 C分科会 : 4月13日 D分科会 : 4月9日
4月23・24日	各地区フォーラム開催 ・計画案、基本目標についての意見交換

- 5月25日 第6回中央区地域福祉計画策定委員会開催
・分科会の検討状況（中間報告）
- 5月 各分科会開催
・解決策の検討
A分科会 : 5月12日
B分科会 : 5月11日
C分科会 : 5月10日
D分科会 : 5月14日
- 6月 各分科会開催
・解決策の検討
A分科会 : 6月 8日
B分科会 : 6月 9日
C分科会 : 6月10日
D分科会 : 6月 4日
- 7月 各分科会開催
A分科会 : 7月6日、7月20日、27日
B分科会 : 7月8日
D分科会 : 7月9日
- 8月23日 第7回中央区地域福祉計画策定委員会開催
・基本目標について
・基本方針について
・分科会の検討結果について
- 9月21日（臨時）中央区地域福祉計画策定委員会開催
・計画案について
- 10月 1日 合同フォーラム開催
- 10月25日 第8回中央区地域福祉計画策定委員会開催
・中央区地域福祉計画案について

2

委員名簿

(1) 区策定委員会

(敬称略、地区フォーラム別)

地区名	氏名	所属団体名等	役割
・東西千葉 ・新宿 ・中央東地区 ・中央・松波	たるみ としこ 樽見 歳子	千葉市社会福祉協議会東千葉地区部会	副委員長
	おおが きぬ代 大賀 きぬ代	アワーズ	
	とりうち やび 鳥内 弥彦	千葉市精神障害者地域家族会連合会	
	ひだか まさひろ 日高 正博	院内保育園	
	ながの よしとし 永野 芳俊	千葉市老人クラブ連合会	
	さいき ひろこ 才木 浩子	公募	
ちば中央・都 ・末広地区 ・寒川	ほそい ひでまさ 細井 英正	千葉市民生委員・児童委員協議会	
	いたくら きよたか 板倉 清隆	千葉市老人クラブ連合会	
	やました ひろみ 山下 浩巳	精神障害者共同作業所リベラ	
	きりや しげこ 桐谷 しげ子	千葉寺保育園	
	ふじひら えつお 藤平 悦央	千葉市身体障害者福祉団体連合会	
	いの しょう 猪野 良	中央区町内自治会連絡協議会	
星久喜 ・松ヶ丘 ・川戸地 区	みさわ まさし 三澤 正史	中央区町内自治会連絡協議会	
	なかむら なちこ 中村 奈知子	特別養護老人ホーム都苑	
	まなべ ゆみお 真部 弓雄	ファミリー・サポート・センター会員	
	にしむら てつお 西村 鉄男	公募	
	しのつか としこ 篠塚 俊子	千葉市ボランティア連絡協議会	
	くにい さよこ 國井 小夜子	知的障害者生活ホーム國井ホーム	
蘇我 ・白旗台 ・生浜地 区	たけい まさみつ 武井 雅光	中央区町内自治会連絡協議会	委員長
	いちかわ あきら 市川 明	公募	
	やべ えいいち 矢部 英一	ファミリー・サポート・センター会員	
	さがら ひろこ 相楽 弘子	千葉市社会福祉協議会白旗台地区部会	
	たかはし あきひろ 高橋 章博	特別養護老人ホームローゼンヴィラはま野	
	はなざわ こうぞう 花澤 幸三	知的障害者小規模授産施設大樹	
		学校関係者	

(2) 地区フォーラム委員名簿

西千葉・中央・松波・東千葉地区フォーラム

(敬称略)

No	地区フォーラム	分科会	委員氏名	所属団体名等
1		B分科会	あおき ひろゆき 青木 弘行	公募
2		A分科会	いしはら ジュン子 石原 ジュン子	公募
3		D分科会	きたむら かずえ 北村 和枝	千葉市ボランティア連絡協議会
4			ししくら ひさこ 穴倉 久子	千葉市社会福祉協議会中央地区部会
5	委員長	A分科会	たるみ としこ 樽見 歳子	千葉市社会福祉協議会東千葉地区部会
6			とよおか ひろこ 豊岡 浩子	ファミリー・サポート・センター会員
7		D分科会	とりうち やひこ 鳥内 弥彦	千葉市精神障害者地域家族会連合会
8			ながの よしとし 永野 芳俊	千葉市老人クラブ連合会
9			なかむら そういち 中村 宗一	(株)日本ビコー 千葉支店
10			いとう のりこ 伊藤 雅子	千葉市民生委員・児童委員協議会
11	副委員長	C分科会	おおが きぬ代 大賀 きぬ代	アワーズ
12		C分科会	こじま ゆうじ 小嶋 勇明	千葉市身体障害者福祉団体連合会
13			ごとう まゆみ 後藤 真由美	千葉市手をつなぐ育成会
14			こみや ちえ子 小宮 千恵子	千葉NPO設立支援センター
15			さいき ひろこ 才木 浩子	公募
16			ささき みちこ 佐々木 美智子	千葉市社会福祉協議会西千葉地区部会
17			さきもと えいいち 笹本 榮一	中央区町内自治会連絡協議会
18			たかはし たもつ 高橋 保	千葉市社会福祉協議会松波地区部会
19		B分科会	ひだか まさひろ 日高 正博	院内保育園
20			ひらやま けんじ 平山 健治	公募

ちば中央・都・寒川・末広地区フォーラム

(敬称略)

No	地区フォーラム	分科会	委員氏名	所属団体名等
1			あそう みのる 朝生 實	千葉県社会福祉協議会ちば中央地区部会
2	副委員長	A分科会	いたくら きよたか 板倉 清隆	千葉県老人クラブ連合会
3		C分科会	かとう たつこ 加藤 竜子	公募
4			きくち えみ 菊池 恵美	千葉県肢体不自由児者父母の会
5		A分科会	きりや しげこ 桐谷 しげ子	千葉寺保育園
6		A分科会	しらい すずむ 白井 進	千葉県社会福祉協議会末広地区部会
7			ながはら まりこ 長原 真理子	千葉県ボランティア連絡協議会
8		D分科会	ふじひら えつお 藤平 悦央	千葉県身体障害者福祉団体連合会
9			まつもと のりこ 松本 周子	ウィメンズカウンセリングちば
10		B分科会	いとう せつこ 伊藤 節子	千葉県社会福祉協議会寒川地区部会
11		A分科会	いの りょう 猪野 良	中央区町内自治会連絡協議会
12			いまい きよ 今井 きよ	公募
13		B分科会	ながはら おさむ 長原 修	千葉県社会福祉協議会都地区部会
14		D分科会	はせべ みちこ 長谷部 道子	ファミリー・サポート・センター会員
15			ばば としえ 馬場 利枝	公募
16	委員長	D分科会	ほそい ひでまさ 細井 英正	千葉市民生委員・児童委員協議会
17		C分科会	やました ひろみ 山下 浩己	精神障害者小規模作業所リベラ

星久喜・松ヶ丘・川戸地区フォーラム

(敬称略)

No	地区フォーラム	分科会	委員氏名	所属団体名等
1		D分科会	うえくさ しづえ 植草 志津江	公募
2			あがわ ひでし 小川 秀司	公募
3		C分科会	きくち ひろみ 菊池 裕美	千葉市自閉症児者親の会
4		A分科会	くろかわ たえこ 黒川 妙子	千葉市社会福祉協議会星久喜地区部会
5		D分科会	しのつか としこ 篠塚 俊子	千葉市ボランティア連絡協議会
6		C分科会	はらだ こうきち 原田 幸吉	(株)ピカインド
7		A分科会	しらとり むら 白鳥 むら	千葉市民生委員・児童委員協議会
8	副委員長		なかむら なちこ 中村 奈知子	特別養護老人ホーム 都苑
9		A分科会	まなべ ゆみお 真部 弓雄	ファミリー・サポート・センター会員
10	委員長	C分科会	みさわ まさし 三澤 正史	中央区町内自治会連絡協議会
11			いけうち ひろよし 池内 博義	千葉市社会福祉協議会松ヶ丘地区部会
12		D分科会	くにい きよこ 國井 小夜子	知的障害者生活ホーム國井ホーム
13			たなか よしお 田中 義雄	千葉市身体障害者福祉団体連合会
15		D分科会	ならぶ ちづこ 奈良部 千鶴子	公募
16		B分科会	にしむら てつお 西村 鉄男	公募
17		B分科会	のうもと さちこ 納元 佐知子	千葉市社会福祉協議会川戸地区部会
18		A分科会	わたなべ ひさこ 渡辺 久子	松ヶ丘保育園

蘇我・白旗台・生浜地区フォーラム

(敬称略)

No	グループ内の役割	分科会	委員氏名	所属団体名等
1		C分科会	おかだ まさひら 岡田 正平	千葉県身体障害者福祉団体連合会
2			おがわ ふじこ 小川 藤子	特別養護老人ホームあかいの郷
3		D分科会	きむら よしこ 木村 芳子	千葉県社会福祉協議会生浜地区部会
4		B分科会	さとう ちえ子 佐藤 千恵子	公募
5		A分科会	すどう よしこ 須藤 良子	千葉市民生委員・児童委員協議会
6		D分科会	たかはし あきひろ 高橋 章博	特別養護老人ホームローゼンビラはま野
7	委員長	B分科会	たけい まさみつ 武井 雅光	中央区町内自治会連絡協議会
8		A分科会	つちや よしこ 土屋 淑子	公募
9			にった つねお 新田 恒夫	スペース海
10			みやした のぶゆき 宮下 信幸	千葉県ボランティア連絡協議会
11		C分科会	やべ えいいち 矢部 英一	ファミリー・サポート・センター会員
12			あまは よしたか 天羽 誓公	千葉県老人クラブ連合会
13			いしかわ かずみつ 石川 和光	公募
14	副委員長		いちかわ あきら 市川 萌	公募
15			いまもと ふじえ 今本 藤江	千葉県精神障害者地域家族会連合会
16			おおもり きくよ 大森 喜久代	今井保育園
17			かぶらき のりこ 鍋木 憲子	千葉県社会福祉協議会蘇我地区部会
18			ごとう せつこ 後藤 節子	身体障害者療護施設八ピネス浜野
19		D分科会	さがら ひろこ 相楽 弘子	千葉県社会福祉協議会白旗台地区部会
20		B分科会	ときた ともこ 鴫田 知子	千葉市民生委員・児童委員協議会
21		C分科会	はなざわ こうぞう 花澤 幸三	知的障害者小規模授産施設大樹
22		B分科会	はやかわ ゆきこ 早川 雪子	千葉県肢体不自由児者父母の会

3

地域活動団体の状況

町内自治会加入率

町内自治会の加入率は、全市的に減少傾向にあり、中央区区でも、平成13年から5.8ポイント減少しています。

	加入率(%)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	79.8	78.1	76.5	75.5	74.8
中央区	80.7	79.0	76.8	75.9	74.9
花見川区	86.8	85.9	85.0	83.5	83.2
稲毛区	82.9	81.8	80.3	79.1	78.6
若葉区	74.0	73.0	73.3	73.0	71.9
緑区	65.6	64.6	62.1	61.6	61.0
美浜区	81.2	76.7	73.9	72.6	72.4

各年とも3月31日現在

加入率 = 加入世帯数 ÷ 全市または各区の世帯数

社会福祉協議会地区部会加入世帯数

社会福祉協議会地区部会への加入世帯数は、全市的には、増減はあるものの緩やかな増加傾向にあり、中央区でも、平成13年から3,962世帯が新たに加入しました。

	加入世帯数(世帯)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	163,727	161,612	164,059	167,026	170,554
中央区	45,263	46,273	46,654	46,320	49,225
花見川区	23,948	23,801	23,833	23,678	23,133
稲毛区	30,214	29,662	29,174	28,213	28,791
若葉区	25,197	25,492	24,989	25,145	24,691
緑区	12,202	12,676	13,290	17,902	18,205
美浜区	26,903	23,708	26,119	25,768	26,509

各年とも3月31日現在

老人クラブ加入率

老人クラブの加入率は、高齢期を迎えた方の新規加入が少ないため、全市的に減少傾向にあり、中央区も減少傾向にあります。

	加入率（％）				
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
千葉市	10.6	9.7	9.1	8.4	8.0
中央区	17.3	16.1	15.4	14.1	13.4
花見川区	7.2	6.6	6.3	5.8	5.3
稲毛区	9.5	8.4	7.8	7.2	6.8
若葉区	8.5	7.8	7.2	6.8	6.7
緑区	10.1	9.6	8.3	7.5	6.8
美浜区	8.8	8.2	7.9	7.9	7.8

各年度とも 4 月 1 日現在

加入率 = 加入している 60 歳以上の人数 ÷ 全市または各区の 60 歳以上の人口

社会福祉協議会地区部会の主な活動状況

ア ふれあい・いきいきサロン

イ ふれあい・子育てサロン

ウ ふれあい・散歩クラブ

エ ふれあい食事サービス

オ その他

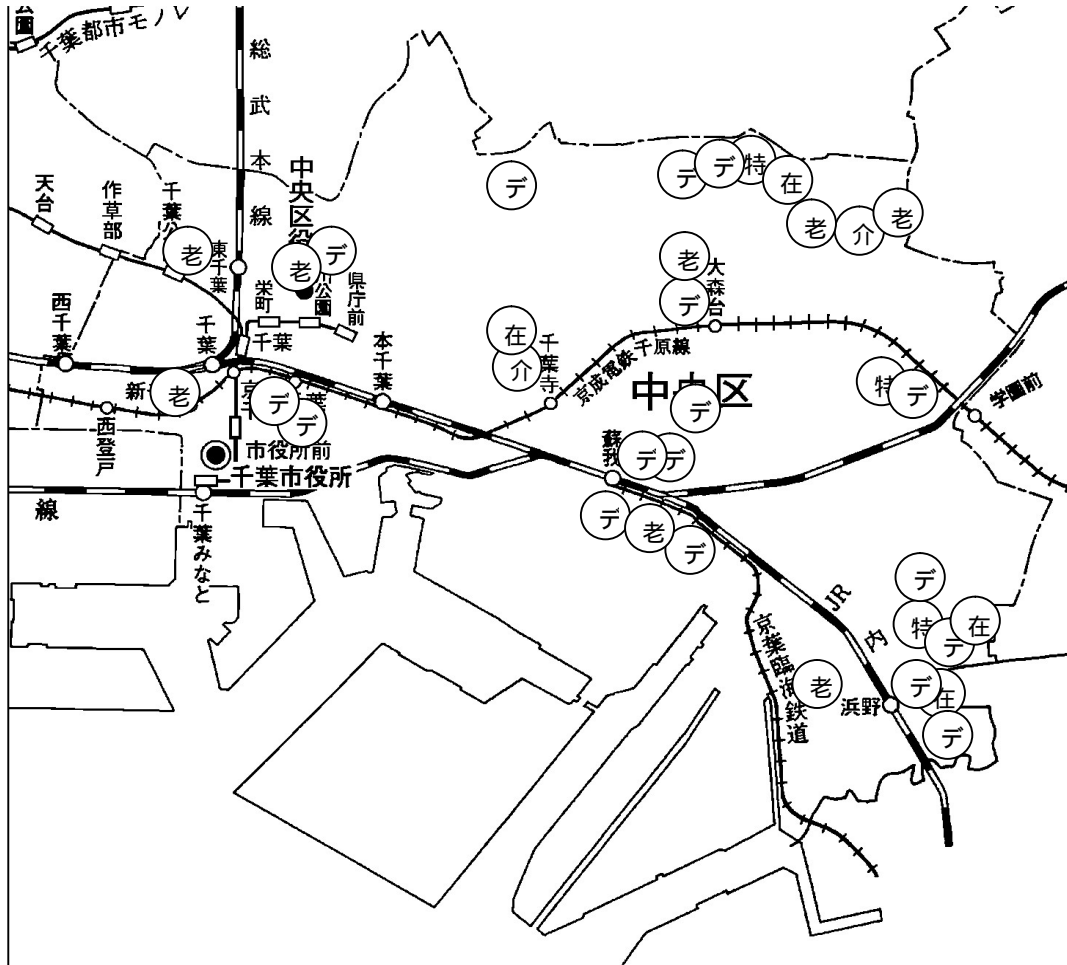
4

主な社会福祉施設

1 「高齢者福祉施設の状況」

地区フォーラム単位

	施設種別	施設数	地区フォーラム単位			
			西千葉	ちば 中央	星久喜	蘇我
高 齢 者	特別養護老人ホーム	3			1	2
	介護老人保健施設	2		1	1	
	有料老人ホーム	5			3	2
	痴呆性老人ホーム	2				2
	ケアハウス	1			1	
	訪問看護ステーション	9	5	2		2
	デイサービス施設	17	3	1	3	10
	在宅介護支援センター	4		1	1	2
	老人福祉センター	1			1	
	高齢者職業相談室	2	2			
	高齢者スポーツ広場	2		1	1	
	高齢者大学校	1			1	
	高齢者総合相談センター	1		1		
	シルバー人材センター	1		1		
老人つどいの家	8	2	1	3	2	



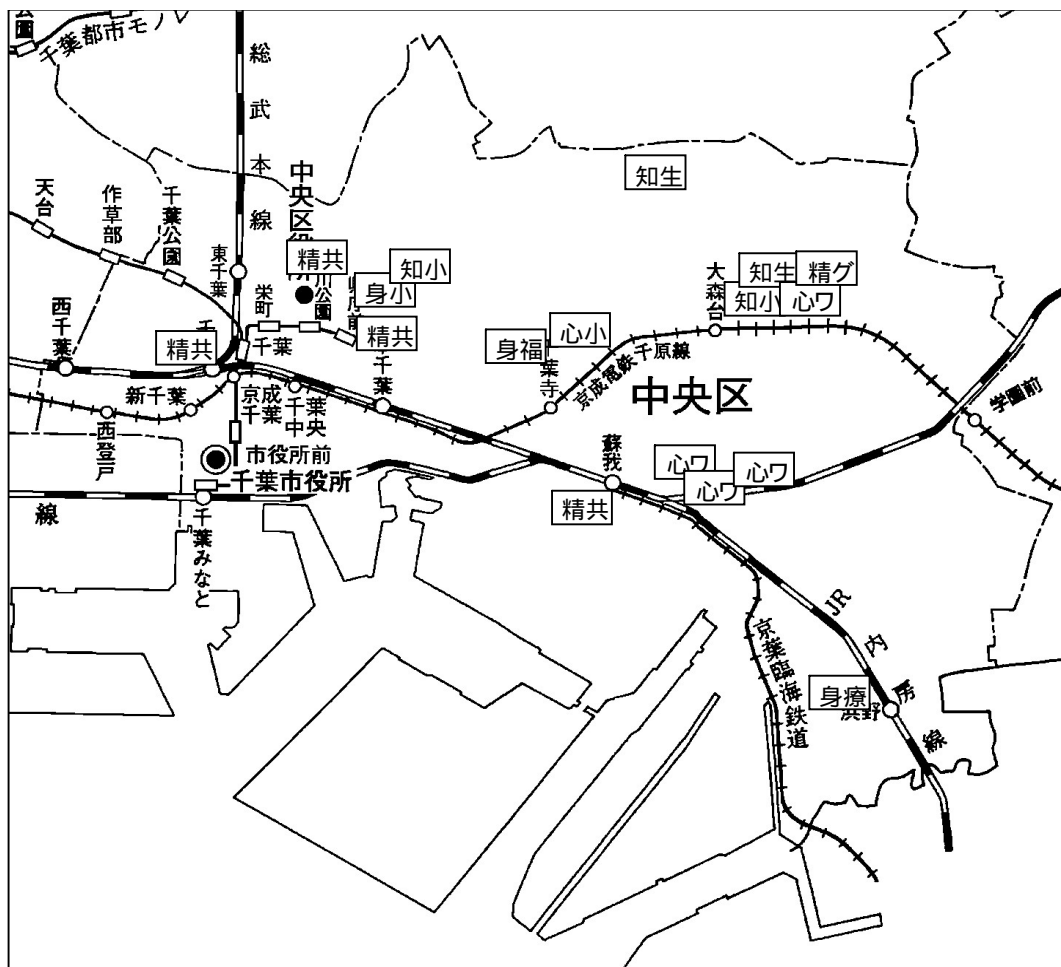
< 注釈 >

- (特) 特別養護老人ホーム
- (介) 介護老人保健施設
- (デ) デイサービス施設
- (在) 在宅介護支援センター
- (老) 老人つどいの家

2 「障害者施設の状況」

地区フォーラム単位

	施設種別	施設数	地区フォーラム単位			
			西千葉	ちば中 央	星久喜	蘇我
障 害 者	身体障害者小規模通所授産施設	1		1		
	身体障害者療護施設	1				1
	身体障害者福祉センター(B型)	1			1	
	知的障害者小規模通所授産施設	2		1		1
	知的障害者生活ホーム	2			1	1
	心身障害者小規模福祉作業所	1		1		
	心身障害者ワークホーム	4				4
	精神障害者共同作業所	4	1	2		1
	精神障害者グループホーム	1				1
	盲・聾・養護学校、特殊教育	2		1	1	
	補装具製作施設	1	1			
	身体・知的障害者更正相談所	1				1
	障害者職業センター	1		1		
	精神保健福祉センター	1			1	



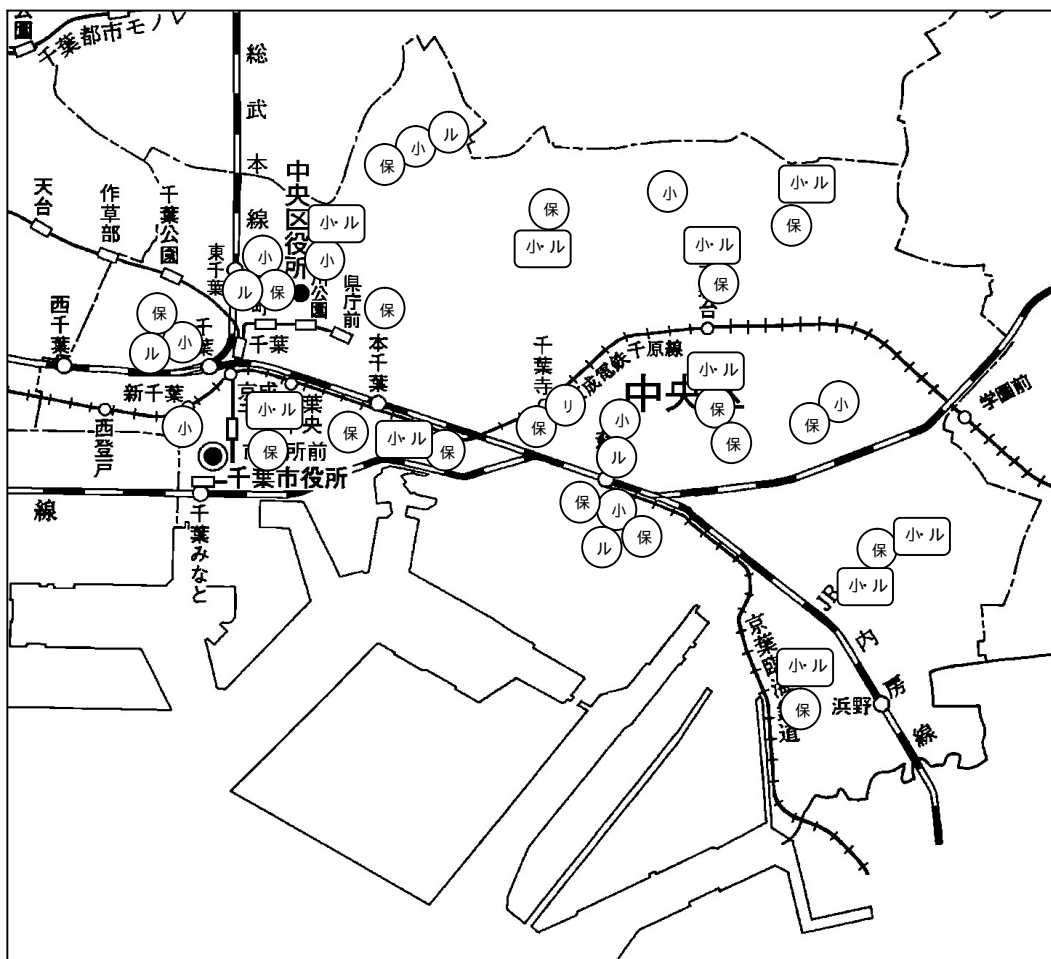
< 注釈 >

- 身小 身体障害者小規模通所授産施設
- 身療 身体障害者療護施設
- 身福 身体障害者福祉センター（B型）
- 知小 知的障害者小規模通所授産施設
- 知生 知的障害者生活ホーム
- 心小 心身障害者小規模福祉作業所
- 心ワ 心身障害者ワークホーム
- 精共 精神障害者共同作業所
- 精グ 精神障害者グループホーム

3 「児童福祉施設の状況」

地区フォーラム単位

児 童	施設種別	施設数	西千葉	ちば中央	星久喜	蘇我
	保育所(公13 私5)	18	4	4	3	7
	幼稚園	22	7	5	6	4
	小学校	19	4	4	4	7
	子どもルーム	15	3	3	3	6
	中学校	9	2	2	3	2
	子育てリラックス館	1		1		
	青少年相談	3		3		
	青少年センター	1				1
	児童自立支援施設	1				1
児童文化センター	1				1	



< 注釈 >

- 保 保育所
- 小 小学校
- ル 子どもルーム
- 小ル 小学校に子どもルームを併設
- リ 子育てリラックス館

中央区地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査目的

中央区在住の市民の地域福祉に関する意向を把握し、地域福祉計画を策定するうえでの基礎資料とすることを目的とした。

(2) 対象

調査対象は、中央区に在住する16歳以上の区民800人、内訳は、各地区フォーラムのエリアごとに在住する200人を抽出した。

なお、対象者の抽出方法は、無作為抽出とした。

2 主な調査結果

(1) 地域との関わりについて

中央区全体では、「顔を合わせれば、あいさつする程度」(53.9%)が最も多く、次いで「なんでも相談し助け合えるまでとはいかないが、内容によっては相談し助け合う」(17.1%)が続く。

地区別に見ると、「顔を合わせれば、あいさつする程度」が一番多いのが、西千葉・中央・松波・東千葉地区(57.5%)である。

「普段から簡単な頼みごとをする程度」は、蘇我・白旗台・生浜地区(24.3%)が最も多い。

「なんでも相談し助け合えるまでとはいかないが、内容によっては相談し助け合う」は、ちば中央・都・寒川・末広地区(23.1%)が最も多い。

「ほとんど近所づき合いはない」という回答が最も多かったのは、ちば中央・都・寒川・末広地区(7.7%)である。

(2) 地域活動・ボランティア活動

地域活動やボランティア活動の有無については、中央区全体では、「活動したことはない」(39.4%)が最も多く、次いで「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」(17.1%)となっている。

「現在、活動している」(12.9%)と合わせると3割弱が地域活動やボランティアの経験があると回答している。

地区別では、「活動したことはない」という回答が最も多いのが、西千葉・中央・松波・東千葉地区(41.3%)である。

「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」が最も多いのが、西千葉・中央・松波・東千葉地区(20.0%)であるが、「現在、活動している」(16.3%)と合わせると4割弱が地域活動やボランティアの経験があると回答している。

なぜ活動をしないのかという理由については、中央区全体では「仕事をもっているので時間がない」(31.4%)が最も多く、次いで「どのような活動があるのか地域活動・ボランティア活動に関する情報がない」(21.7%)、「活動したい気持ちはあるが、きっかけが

つかめない」(16.6%)が続く。

今後の活動については、中央区全体では、「できれば活動したい」(42.3%)が最も多く、次いで「あまり活動したいと思わない」(24.0%)となっている。

「活動したい」は、ちば中央・都・寒川・末広地区(5.7%)が最も多い。「まったく活動したいと思わない」は、西千葉・中央・松波・東千葉地区(8.2%)が最も割合が多い。

(3) 社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度について

社会福祉協議会の認知度については、中央区全体では7割弱の割合で名前を聞いたことがあると回答している。「名前も活動内容も知っている」(17.7%)、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」(48.4%)

「名前も活動内容も知らない」(21.0%)という回答は2割ほどである。

「名前も活動内容も知らない」が最も多いのは、西千葉・中央・松波・東千葉地区(28.8%)である。

民生委員・児童委員の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」(41.6%)が最も多いが、「名前も活動内容も知っている」(36.1%)をあわせると名前は聞いたことがあるという回答は8割近くになる。

地区別では星久喜・松ヶ丘・川戸地区が、「名前も活動内容も知っている」(42.9%)という回答を4割近くしており、「名前も活動も知らない」は西千葉・中央・松波・東千葉地区(11.3%)が最も多い。

(4) 福祉のまちづくりについて

中央区全体では、「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(43.5%)が最も多く、次いで「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」(18.7%)となっている。

地区別では、蘇我・白旗台・生浜地区が「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(45.9%)で、その他3地区でも同じく4割程度の回答がある。

「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」は、西千葉・中央・松波・東千葉地区(22.5%)が最も多い。

「福祉を実施する責任は行政にあるので、税負担をすでに担っている住民は特に協力することはない」という回答は、星久喜・松ヶ丘・川戸地区(9.9%)が最も多い。

(5) 今後の福祉のまちづくりのために重要なことについて

各地区とも「保健・医療・福祉の連携による在宅サービスの充実」、「福祉サービス利用のための適切な情報を得る体制づくり」、「緊急時の防災・安全対策」、「身近な近隣住民、民生委員などによる相談支援体制の整備」がほぼ1割ずつ回答があった。

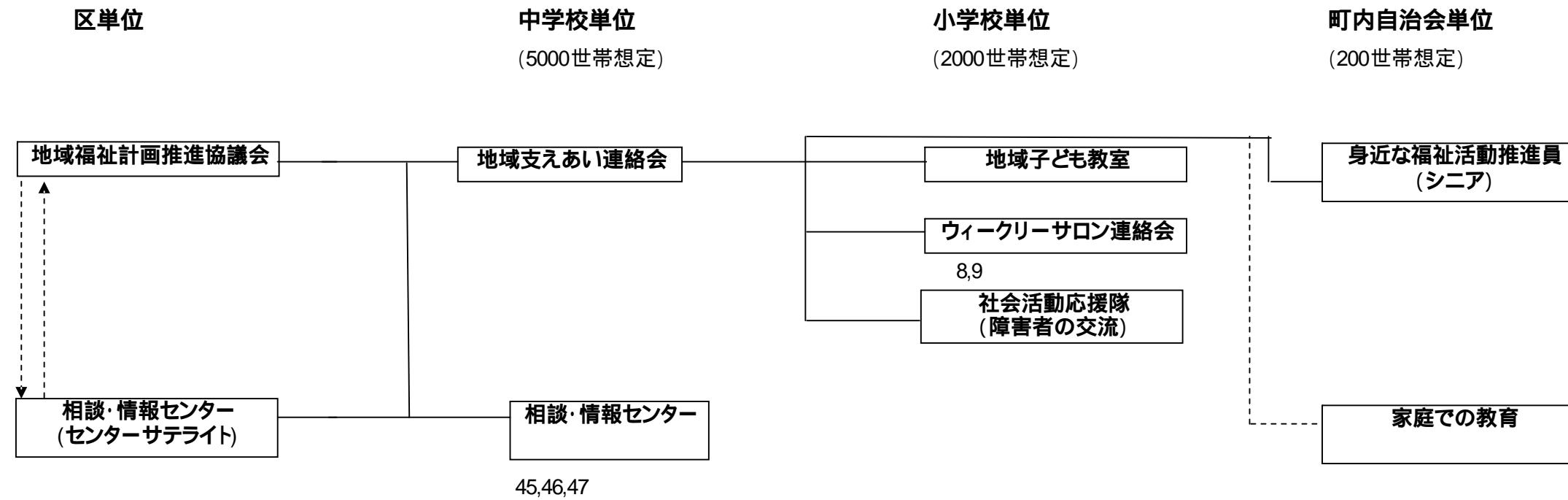
千葉市保健福祉局保健福祉総務課

〒 260 - 0098 千葉市中央区千葉港1 - 1
電話 043 - 245 - 5158
FAX 043 - 245 - 5546
mail XXXXX@YYYDDCCC

千葉市中央福祉事務所福祉サービス課

〒 260 - 8733 千葉市中央区中央3 - 13 - 8
電話 043 - 221 - 2601
FAX 043 - 221 - 2602
mail zy4563@YYYeerrr

武井委員長からの意見



- 1 来年度から地域福祉計画を具体的にどうやって推進するのかとなると、これだけ多くの事業をどこからどう手をつけ、推進するのか問題多い。
 - 2 事業そのものや推進組織が多すぎて、具体的な担い手を想定すると、どこもほぼ同じメンバーになってしまい、パワー不足で半分も実現不可能ではないか。
 - 3 事業内容を再分析して、事業数を半分以下にしたいが、各分科会でかなりの時間をかけ、議論したものであり、少なくとも機能としては、全項目を計画に位置づけることの必要性は感じます。
 - 4 その場合、各機能を持った事業を分担する組織を定め、その組織が責任をもって検討し、地域の実情に合わせて優先順位をつけて推進する方法が考えられ、また、新しい組織はできるだけ簡素化することも必要と考え、上記を例示します。
- 身近な福祉活動推進員:** 現在福祉活動推進員は各地区部分に20名まで置かれており、最大の地区部会でも350世帯に1名いることになる。これを2倍くらいにして世話役さんを含めて(シニアボランティアはもちろん)指名すれば、福祉活動推進員として研修を受けられ、身分もはっきりするので、この方向にしたら良いと考えます。
- 5 中学校単位と小学校単位とした合計4つの新組織についても地区の実情により、1つに統合しても良い。それだけ多くの機能を地域支えあい連絡会で持てればむしろその方がよく、その中に実行委員会としていくつか置いてよいのではないのでしょうか。
 - 6 地域支えあい連絡会は社協地区部会が対応可能の実力があれば地区部会がそのままスライドすることが好ましい。地区部会がそこまで実力のない地域では、まず地域支えあい連絡会を立ち上げ、どちらかに統合して行くことが良いと考えられます。

中学校単位

全般	1 地域支えあい連絡会
	2、37 地域ボランティアの拠点づくり
	32 福祉のまちづくりの啓発
	34 福祉施設等と住民の連携
	35 障害者の自立支援体制をつくる
	43 わかりやすい情報の集約
バリアフリー推進	51 バリアフリーのまちをつくる
市・区レベル事業	38 公共施設等職員の能力アップ
	39 事業者の体質改善、職員の技能強化
学校、幼児教育	44 学校での福祉教育
既存事業の推進	47 学校安全ボランティア活動
	48 防犯安全運動の推進
	49 地域防犯パトロール
	50 町内自衛防災活動
情報化の推進	40 中央区相談・情報センター
高齢者	19 社会福祉施設でお手伝い
子ども	13 子育て家庭へ戸別訪問
	14 子育てサロンの充実
	25 一時的な子育てを地域で支援する
障害者	21 ボランティアによる戸別訪問
	23 障害者の雇用の推進
	24 雇用推進の広報の充実
	26 地域の若者自立支援運動
	33 障害者の権利擁護活動
情報・相談	41 中学校区相談・情報センター
	42 福祉マップ、福祉情報誌
	43 わかりやすい情報の集約

小学校単位

地域子ども教室	7 すべての子どもを地域で育てる
	10 地域による子ども教室
	11 クラブ活動PR運動
	12 子ども会の充実
	15 子ども相談応援隊の訪問体制づくり
ウェークリーサロン連絡会	8 ウェークリーサロン
	9 お年寄り向けスポーツクラブ活動
社会活動応援隊(障害者の交流)	16 イベントを通じた地域交流推進
	17 学校での子ども同士の交流推進
	20 社会活動応援隊の結成
	22 地域内行事参加の啓発活動
	27 お仕事幹旋センターの創設

町内自治会単位

身近な福祉活動推進員(シニア)	3 シニアボランティアの登録制度
	4 世話役さん
	5 見守り体制をつくる
	6 小地域防災活動
	18 ドッキングプレイス
	19 社会福祉施設でお手伝い
	4 37世話役さん
家庭での教育	45 家庭での福祉教育